
平成 29 年度 事業報告書及び財務諸表

自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日

1. 平成 29 年度 事業報告書
2. 平成 29 年度 財務諸表
＜参考＞ 平成 29 年度 収支計算書(正味財産増減計算ベース)
3. 監事「監査報告書」(写)
4. 会計監査人「独立監査人の監査報告書」(写)

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
The Japan Containers & Packaging Recycling Association

目 次

(ページ)

1. 平成 29 年度事業報告書

Ⅰ	総括的概要	1
Ⅱ	事業実施状況	
	1. 容り法に基づく再商品化業務の実施	8
	2. 再商品化業務の一層の改善と円滑化	10
	3. 容り法の適正な遂行と運用の厳格化	16
	4. 市町村への資金拠出の実施	18
	5. 商工会議所・商工会への業務委託	19
	6. 容器包装リサイクルに係る普及啓発活動の展開と情報公開	21
	7. 関係主体間の共創の推進	24
	8. 事務局業務の改善と省資源・省エネルギー活動	26
	9. 公益財団としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底	27
Ⅲ	会議開催状況	
	1. 第 1 回定時理事会・定時評議員会	28
	2. 第 1 回臨時理事会・第 2 回臨時理事会	32
	3. 第 2 回定時理事会・臨時評議員会	34
	4. 監事会	38
	5. 常設委員会	39
	6. 再商品化見通し等報告会	42
	7. その他諸会議等	42
Ⅳ	組織（平成 30 年 3 月 31 日現在）	
	1. 組織図	44
	2. 役員（理事・監事）・評議員及び会計監査人	45
	3. 常設委員会の委員	47

2. 平成 29 年度財務諸表

(1)	貸借対照表	55
(2)	正味財産増減計算書	56
(3)	正味財産増減計算書内訳表	58
(4)	キャッシュ・フロー計算書	60
(5)	財務諸表に対する注記	62
(6)	附属明細書	64
(7)	財産目録	65
<参考>	平成 29 年度 収支計算書（正味財産増減計算ベース）	66

3. 監事「監査報告書」（写）

4. 会計監査人「独立監査人の監査報告書」（写）

別紙 1	市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況	51
別紙 2	平成 30 年度再商品化の実施に向けて行った各種業務（平成 29 年度）	53

平成 29 年度

事業報告書

I. 総括的概要

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「当協会」という）は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容リ法」という）に基づく指定法人として、次の2つの柱となる事業を実施している。

第一は、特定事業者等からの受託による分別基準適合物（市町村が計画に基づき分別収集した容器包装廃棄物のうち引取基準に合った収集物）の再商品化事業である。

第二は、再商品化事業の推進に資するため、広く一般に向けて行う①情報の収集・提供、②調査・研究、③講演会・説明会等の開催、④関係機関等との交流・協力等のほか、当協会の目的を達成するために必要な諸事業である。

現在、多くの市町村では、容リ法のスキームに則り、各家庭から排出される使用済みの容器包装を、4つの素材（①ガラスびん、②PETボトル、③紙製容器包装、④プラスチック製容器包装）毎に収集、選別し、分別基準適合物を当協会に引き渡している。

当協会では、分別基準適合物を、再生原料（紙、ガラスびん）や再生樹脂（PETボトル、プラスチック）あるいは高炉還元剤やコークス炉化学原料等に加工する、さらに化学的処理により合成ガス（化学原料等）とするなど、再商品化事業を持続的に実施している。

また、平成28年5月に、産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会合がとりまとめた「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」において提起された、当協会が取り組むべき運用改善などの具体的事項について、主務省庁と協議しつつ対応を進めており、その主なものは次の2つである。

第一に、社会的コストの適正化・低減に向けた取り組みであり、特に、プラスチック製容器包装リサイクルの入札制度に関する対応である。平成29年度入札の制度変更に伴い、再商品化コストが上昇し、30年度以降に関しても強い懸念が特定事業者等から多く寄せられた。これらに対応すべく、各種データ等に基づく主務省との協議を経て、入札における材料リサイクル事業者の総合的評価点数のボーダーラインの導入など新たな運用を行った。

第二は、PETボトルリサイクルにおける運用の見直しである。平成29年は容リ法本格施行から20年目に当り、PETボトルに関しては、当初想定していなかった有償による再商品化が主となり、運用においてもそれに相応しい対応が求められている。このため、平成29年度において、新たに有識者や関係者をメンバーとする検討会を設置のうえ、運用の見直しにつき集中的に検討を行い、可能な取り組みから実施に移っている。

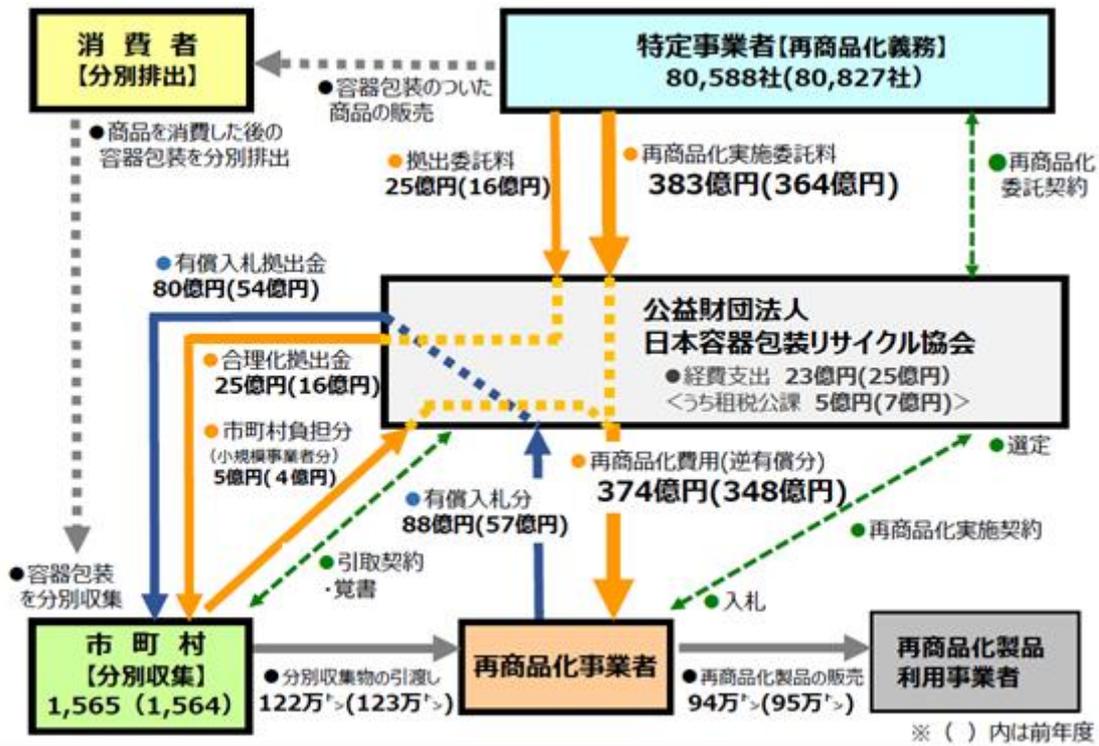
他方、平成29年には、海外におけるリサイクル動向に大きな変化が見られた。7月に中国政府が固体廃棄物の輸入規制施策を公表し、同年12月末から施行したことは、各国のリサイクル市場・施策に大きなインパクトをもたらした。EUは平成30年1月に「プラスチック戦略」を、英国も同月「25年環境改善計画」を発表し、プラスチック廃棄物の削減やリサイクル率の向上等の方針を打ち出している。日本においても、平成29年11月に環境省が、プラスチックリサイクル体制整備の緊急支援として、再商品化事業者の高度化設備導入費用に対する補助事業を開始した。

当協会としても、平成29年9月に中国へ調査団を派遣し、中国化学繊維工業協会、中日友好環境保全センター、在中国日本国大使館等から情報収集を行うとともに、これら機関との連携の構築を図った。さらに、それらの情報や日本国内の再生処理事業者等からのヒアリングも参考にしつつ、平成30年度の再商品化実施委託単価についても慎重な検討のうえ設定した。

この他、過去20年間の事業活動とその成果等を協会設立20周年記念誌として取りまとめ、広く配布・周知するとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連プログラムへの参画・認証取得、消費者向け動画の制作など広報の拡充・強化を図った。

1. 容器法に基づく再商品化業務の実施

平成 29 年度の再商品化実績



平成 29 年度に、当協会が再商品化義務履行の代行を受託した特定事業者は、80,588 社（前年度 80,827 社）で、過去からの推移をみると、平成 17 年度に 7 万社を超え、ちょうど 10 年後の平成 27 年度に 8 万社台に達した。その後、ほぼ横ばいの状態となっている。

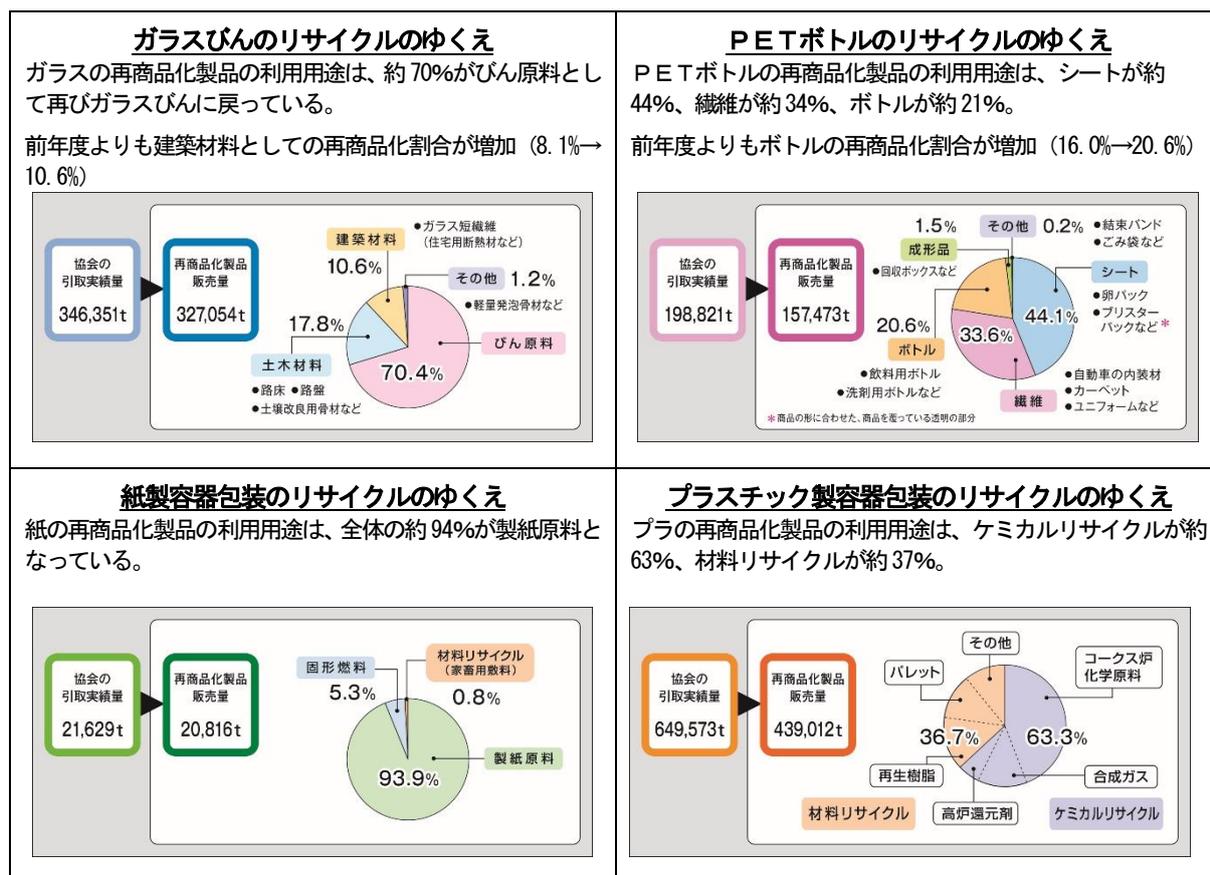
また、平成 29 年度の実質的な特定事業者の再商品化実施委託料（精算後の確定額）は、383 億円（前年度 364 億円）となる。なお、委託申込時点での受託量は 152 万 5,442 トン（同 157 万 3,843 トン）、受託金額は 441 億 8,762 万円（同 451 億 285 万円）であった。

市町村からの 4 素材合計の分別基準適合物の引取状況は、1,565 市町村（前年度 1,564）から、121 万 6,373 トン（同 123 万 413 トン）である。過去からの引取量推移をみると、平成 16 年度に初めて 100 万トンを超え、平成 20 年度に 110 万トン台、平成 23 年度に 120 万トン台に達したが、それ以降はほぼ横ばいの状況にある。

他方、一般廃棄物の総排出量は近年減少傾向にあり、平成 16 年度（5,338 万トン）と比較すると平成 28 年度（4,317 万トン）の総排出量は約 2 割減少しており、特定事業者の努力により、容器包装の軽量化（例：PET ボトルは同じ年度比で 23% 減量）も着実に進展している。こうした状況を踏まえれば、市町村からの引取量が横ばい傾向を維持しているのは、消費者の分別排出、市町村の分別収集への取り組みが、各々の努力により進展していることの成果と思われる。ただし、28 年度、29 年度と 2 年連続で若干減少していることに加え、プラスチック製容器包装では約 4 分の 1 の市町村が分別収集を実施していない状況にある。安定的な容器包装のリサイクルを確立するため、こうした市町村への分別収集や協会を通じた再商品化スキームの活用に向けた働きかけなど、当協会としても、引取量の増加に向けた継続的な取り組みを行っている。

また、再商品化製品販売量は 94 万 4,354 トン（前年度 95 万 3,154 トン）となっており、引取量の増大とともに、再商品化製品の高付加価値化、販路拡大等による販売量の拡大を図っていくことが重要であり、広報活動等でこうした動きを支援している。

素材ごとのリサイクルのゆくえ



2. 再商品化業務の一層の改善と円滑化

(1) 再商品化コストの適正化

平成30年度入札に参加希望の再商品化事業者を、平成29年7月に募集した。申請事業者ごとに行う登録の審査・判定は、再生処理ガイドライン・審査マニュアル等に基づき、再生処理施設の内容・水準、リサイクル製品の品質、販売能力や財政的基礎などの項目について、第三者技術専門機関の協力を得て行った。財政的基礎審査は、債務超過等の状況にある事業者について、必要に応じて中小企業診断士等による財務診断等を実施し、再商品化事業の委託に支障があると判断された事業者は欠格とした。

<入札選定結果(落札状況)及び落札単価の推移>

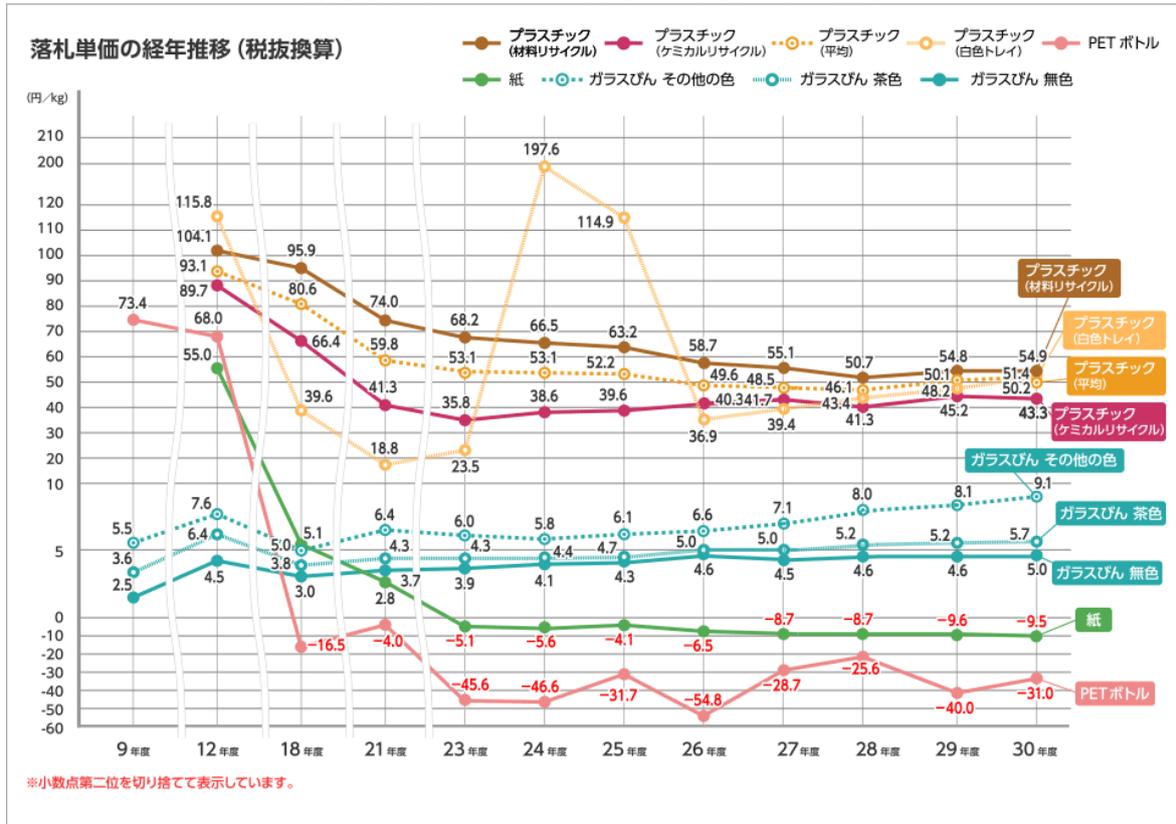
登録審査に合格した事業者を対象に、平成29年12月～平成30年1月にかけて、市町村保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごとに平成30年度落札事業者(ガラスびん54社、PETボトル<上期>39社、紙49社、プラスチック38社)を決定し、再商品化実施契約を締結した。

なお、PETボトルについては年間2回の入札を行うこととしており、下期入札は平成30年9月末までに実施契約を締結すべく、同年7月～8月に改めて入札選定を行う。

(次表に掲載の平成30年度のPETボトルの平均落札単価は、上期落札分)

素材ごとの落札結果などの詳細は、P11～13参照。

再商品化（リサイクル）費用の平均落札単価の推移



平成29年度分の落札においては、プラスチック製容器包装において入札制度が変更されたことなどから、落札単価が平成28年度に比べ9%弱上昇し、平成30年度分の落札に関しても、特定事業者をはじめとするステークホルダーから、更なる上昇に対する強い懸念の声が多く寄せられたところである。

このため、平成30年度再商品化事業者の入札においては、優先入札枠における総合的評価に基づくボーダーラインの設定、入札説明会における優先・非優先別の入札者リストの提示など運用の見直しを行った。これらの結果、平成30年度のプラスチックの落札単価は、全体ではほぼ横ばい（0.2%増、但し材料リサイクル優先枠については3%強増）となっている。

また、PETボトルに関しては、中国の固体廃棄物輸入規制の動向や影響等を考慮し、過去における最高値、最大上昇率なども勘案のうえ、実施委託単価を決定したものの、結果的に平成30年度上半期落札では、想定したほどの顕著な影響は見られなかった。下半期入札に関しても予断を許さず、今後の動向を注視しつつ平成30年度の事業を遂行していく必要がある。

(2) PETボトル再商品化事業における円滑な運用

平成29年4月より、外部有識者や特定事業者、市町村、消費者の各ステークホルダー代表をメンバーとするペットボトルリサイクルの在り方検討会を設置し、再生処理事業者、再商品化製品利用事業者等からのアンケート調査やヒアリングを行いつつ、5回にわたって検討会を開催した。検討会の下には、ワーキンググループを設置し、運用の見直しに関する集中的な検討を行った。

その結果、重点的事項として、①入札期間の拡大（2週間超の延長）、②ペールに関する市町村からの引取品質ガイドラインと品質調査における調査項目との整合性の確

保について、平成30年度入札・調査から導入・実施した。

この他、③有償分のPETボトルにつき、市町村の保管施設から引き取った後3ヵ月以内に再商品化製品として販売・引渡ししなければならないとするルールについての見直しと、④有償分ペール代金の支払い方法の変更（仮に③の3ヵ月ルールを見直した場合に販売されなければいつまでもペール代金が支払われなくなる恐れがあり、一定のルール化が必要）については、平成31年度事業からの適用に向け、事務局プロジェクトチームで推進することとした。

なお、⑤有償拠出金における消費税の扱いについては、税理士法人など専門家のアドバイスも踏まえ、引き続き検討を行うこととした。また、有償拠出金の支払い時期についても検討事項となったが、変更は不要との結論を得た。さらに、主務省庁から提案された新たな入札制度（希望入札制度）については、検討を継続することとなった。

3. 容リ法の適正な遂行と運用の厳格化

(1) 不正・不適正行為の防止と危機管理体制の維持・強化

① 不正及び不適正行為の防止

平成29年度再商品化業務の実施に当たり、再商品化事業者との契約に基づくコンプライアンスの徹底や、不当利益を企図した当協会への虚偽報告の有無確認など、種々の不正防止策を実行し、不適正行為の防止を図った。また、再商品化業務の公正性を担保するため、適宜、「再商品化実施に関する不適正行為などに対する措置規程」の整備を行った。

② 危機管理体制の維持強化

当協会「危機管理規程」に基づき、日常の危機管理体制の維持に努めるとともに、危機管理の対象となる事象が発生した場合には、同規程に定める危機管理委員会等を機動的に開催し、弁護士など専門家との緊密な連携の下で迅速に対応した。

同委員会では、市町村、再商品化事業者、特定事業者、協会内部それぞれに関して想定される危機事象（リスク）について、発生の可能性と発生時の影響度から分析し、具体的なリスク防止策の進捗状況を四半期ごとに共有化し、未然防止につなげている。

(2) 再商品化事業の業務管理の厳格化

再商品化業務を厳格かつ適切に履行するため、再商品化事業者に関しては、再商品化実施委託契約書の記載事項の遵守状況を月報等で確認するとともに、現地検査内容の改善と効率的な実施を通じ、事業者管理の体制を強化した。

具体的には、再商品化事業者への検査訪問については、実態に応じた訪問回数にするなど、メリハリをつけ対応した。素材ごとに行った現地検査の平成29年度実績は、次のとおり。

平成29年度現地検査の実績

素 材	実 績 (前年度)			
ガラスびん	48社	56施設	(52社	59施設)
P E T ボトル	45社	50施設	(36社	39施設)
紙	36社	43施設	(36社	44施設)
プラスチック	43社	91施設	(48社	95施設)

(備考) 上記現地検査には、登録審査時の現地審査、あるいは再商品化製品利用事業者に対する調査などは含まれていない。

なお、プラスチック製容器包装材料リサイクルについては、再商品化製品利用事業者に対して、実際に利用した量を証明する書類（＝利用証明書）の提出を求めている。また、利用事業者の不適正行為等に関する再商品化事業者の管理責任をより明確にし、再商品化事業者による利用事業者の理解促進と現地確認の実施につき指導を徹底した。

(3) 再商品化義務の不履行事業者への対応

前年度に引き続き、次に掲げる「ただ乗り事業者」（＝リサイクル義務を負っているにも拘わらず委託申込みを行わない事業者、申込み・契約をしながら委託料金を未払いの事業者等）対策を実施した。

- 国からの要請に基づき特定事業者の申込関連情報データ等を提出
- 過去に申込手続きをしていない年度が存在する事業者に対し、文書によりリサイクル義務履行を要請（年4回：29年5月、同8月、同11月、30年2月）
- 特定事業者間の相互牽制の観点から再商品化義務履行者リストを当協会ホームページに掲載、併せて公開に同意いただいた特定事業者の再商品化委託料金額を、当協会ホームページに掲載（平成20年度から主務省の指導に基づき実施）
- 日本商工会議所・全国商工会連合会を通じ、傘下・関連の団体等が発行する広報媒体や相談窓口による関係事業者への義務履行呼びかけなどの普及啓発活動を実施

特に、当協会と再商品化委託契約を締結していながら委託料が未納となっている特定事業者（11社：未収金合計約930万円）に対しては、法的措置を念頭に置いた顧問弁護士名での支払い催告を行い（平成30年2月）、うち5社から分割払いも含め支払う旨の意思表示があった（29年度末での支払額は約300万円、残り6社とは継続交渉中）。また、過年度の再商品化義務不履行の遡及分については、420社（前年度495社）から約4億7千万円（同約5億5千万円）の支払いを得た。

4. 市町村への資金拠出の実施

容り法第10条の2に基づく「市町村への資金拠出制度」は、市町村等が当協会に引き渡す分別基準適合物について、異物混入や汚れ防止等の品質改善レベルと費用低減額の貢献度に応じて資金拠出する仕組みであり、平成20年度分以降、翌年9月に該当する市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という）へ資金を拠出している。

平成20～22年度分の拠出額は約93～100億円で推移したが、3年ごとに見直される想定単価の1回目の変更が行われた平成23～25年度分の拠出額は約19～24億円にとどまった。さらに2回目の想定単価の変更が行われた平成26～28年度分の拠出額は約14～25億円で推移している。

平成29年度分については、平成30年9月の拠出を予定しており、3回目の見直し想定単価の最初の適用となるが、プラスチック製容器包装のリサイクルに係る想定単価の大幅な低下に伴い、拠出金額についても大幅な減少が見込まれる。

5. 容器包装リサイクルに係る普及啓発活動の展開と情報公開

(1) 協会設立20周年記念誌の発行

当協会は、平成29年度に設立20周年を迎え、この機に、過去20年間にわたる取り組み、事業活動等の変遷とその成果・実績、再商品化に係る主要データ（市町村からの引取量、再商品化製品販売量、特定事業者数など）、素材別の再商品化製品情報、その他協会組織に関する情報を、記念誌として取りまとめ、特定事業者、市町村、各界有識者等の関係者のほか全国の図書館などに広く配布した。

(2) 「容リ協ニュース」、年次レポート及び広報パンフレット・DVDの内容の拡充と活用の促進

会報「容リ協ニュース」については、リサイクル現場の取り組み、再商品化製品利用製品の紹介、特定事業者の3R推進への取り組み、自治体及び再商品化事業者における品質向上の事例などを積極的に紹介し、読み手のニーズも反映した紙面づくりに努め、年3回・各8,500部発行した。

また、年間の協会事業の報告を目的とした「年次レポート」を1万部作成し、各ステークホルダーへの配布のほか、各種説明会、イベント等で活用し、広報の拡充を図った。

広報用DVDは、「禁忌品混入防止のお願い」について、市町村での積極的な活用を呼びかけたほか、消費者一般の理解促進に向け、過去に制作した動画を整理・再編集し、素材別に分けたうえで、テーマ（例：分別排出ルールなど）ごとに分かりやすく解説した短時間の動画「容器包装リサイクル1分間動画事典」を制作した。同動画については、平成30年度以降、市町村での利活用を促し、普及を図っていく。

(3) 協会ホームページ等を通じた広報活動の積極的展開

協会ホームページ (<http://www.jcpra.or.jp/>) を活用した様々な情報提供や普及啓発を行っており、平成29年度においては、特定事業者向けQ&Aページにおける全文フリーワード検索機能追加、価格や数量に関わるデータのエクセルファイル掲載など、ユーザーの利便性の更なる向上に努めた。

また、原則公開で行われた「ペットボトルリサイクルの在り方検討会」について、配布資料や議事録等のホームページ掲載を迅速に行い、情報公開の一層の促進に努めた。

加えて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を容リ制度の周知・広報活動に活用すべく、大会組織委員会から主体登録認証、事業認証を得て、「東京2020参画プログラム」に参画した。具体的には、「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」（平成29年11月～平成30年1月、計21回）について「東京2020応援マーク」（大会組織委員会の認証マーク）の使用許可を得て（認証、許可とも無償）、説明会・個別相談会の「チラシ」に応援マークを付すとともに、同「チラシ」を協会ホームページに掲載し、効果的な周知、広報を図った。

Ⅱ 事業実施状況

定款に定めるとおり、当協会の目的は、分別基準適合物の再商品化事業と再商品化事業の推進に資する情報収集、調査研究等の必要な諸事業の実施によって、廃棄物の適正処理と資源の有効利用を確保し、もって生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与することであり、常にこの最終目的を意識したうえで、業務の遂行に取り組んでいる。

平成29年度に実施した具体的な事業活動は、以下のとおり。

1. 容り法に基づく再商品化業務の実施

当協会が行う再商品化業務は、容器や包装を利用して商品を販売・輸入している事業者及び容器を製造している事業者（以下、「特定事業者」という）から、容器包装の再商品化義務（＝リサイクルの義務）履行の代行を受託し行うものである。

具体的には、特定事業者から支払われる再商品化委託料によって、市町村が収集した分別基準適合物である①ガラスびん（無色・茶色・その他の色の3区分）、②PETボトル、③紙製容器包装、④プラスチック製容器包装の4素材の容器包装の再商品化（リサイクル）である。

平成29年度における特定事業者の再商品化義務総量と実施委託単価は、以下のとおり。

平成29年度における特定事業者の再商品化義務総量

下段（ ）内は前年度の公表値、単位：千トン

特定分別基準適合物	29年度分別収集計画量 (a)	29年度再商品化見込量 (b)	a、bいずれか少ない量を基礎に算出 (c)	特定事業者責任比率 (%) (d)	29年度再商品化義務総量 (c)×(d)×1/100
ガラスびん (無色)	315 (321)	175 (170)	175 (170)	95 (96)	166.25 (163.20)
ガラスびん (茶色)	259 (272)	157 (180)	157 (180)	86 (86)	135.02 (154.80)
ガラスびん (その他の色)	197 (186)	149 (160)	149 (160)	91 (92)	135.59 (147.20)
PETボトル	292 (306)	384 (449)	292 (306)	100 (100)	292.00 (306.00)
紙製容器包装	112 (136)	259 (253)	※31 (36)	99 (99)	※30.69 (35.64)
プラスチック製容器包装	745 (770)	1,455 (1,349)	745 (770)	99 (99)	737.55 (762.30)

(備考) 1. 特定事業者の多くは、本表の義務総量に基づいて計算される「再商品化義務量」に応じた再商品化義務履行の代行を当協会に委託している。

2. (※) 紙製容器包装の28、29年度再商品化義務総量は、環境省が調査した市町村独自処理分（28年度100千トン、29年度81千トン）を差し引いた量（※28年度36千トン、29年度31千トン）に、特定事業者責任比率（d）をかけたもの。

主務大臣の認可を受けた4素材ごとの平成29年度再商品化実施委託単価

素 材		再商品化実施委託単価<消費税抜き>
ガラスびん	無色	4,100円（4,200円）／トン
	茶色	5,700円（5,500円）／トン
	その他の色	9,900円（9,700円）／トン
PETボトル		2,000円（2,300円）／トン
紙製容器包装		13,000円（12,000円）／トン
プラスチック製容器包装		45,000円（45,000円）／トン

※（ ）内は前年度委託単価

(1) 特定事業者の再商品化義務の履行代行

当協会では、特定事業者から再商品化（＝リサイクル）義務の履行代行を受託するため、特定事業者が製造・利用又は輸入した容器や包装の使用量に基づき、オンライン又は各地商工会議所・商工会を通じて、再商品化委託申込を受けつけた。

平成29年度の特定事業者からの再商品化義務の履行代行の受託実績は、次のとおり。

平成29年度再商品化義務履行の代行の受託実績（特定事業者分）（ ）内は前年度

素 材	受託社数 (注)	受託量 (ト)	受託金額 (千円) *消費税込
ガラスびん	3,103 (3,137)	372,612 (396,842)	2,525,873 (2,718,074)
無色	2,670 (2,700)	151,937 (147,041)	672,775 (666,976)
茶色	1,333 (1,359)	111,630 (124,739)	687,194 (740,950)
その他の色	1,089 (1,115)	109,045 (125,062)	1,165,903 (1,310,148)
PETボトル	1,242 (1,198)	282,048 (289,347)	609,224 (718,736)
紙製容器包装	66,065 (65,285)	32,839 (38,432)	460,525 (497,633)
プラスチック製容器包装	79,063 (79,207)	837,943 (849,223)	40,591,995 (41,168,408)
合 計	80,588 (80,827)	1,525,442 (1,573,843)	44,187,617 (45,102,851)

(備考) 1. 1社で複数の素材を扱っている場合もあるため、素材ごとの受託社数の合計と合計欄の受託社数は一致しない。また、受託社数は、一括代理人契約により本部等一括申込みを行っている新聞販売所やコンビニエンスストア（フランチャイズの直営店は除く）等を個店（1社）としてカウントしている。

2. 実績は、30年3月末日現在の数値。

(2) 市町村負担分の再商品化受託実績

容器包装のリサイクル義務を免除されている小規模事業者（容リ法第2条第11項の四）分のリサイクルは、廃棄物処理法（第6条の2）に基づき、市町村が行うとされている。このため、当協会では平成29年度においては1,450市町村と、小規模事業者に係るリサイクルの実施契約を締結し、リサイクルを受託・実施した。なお、PETボトルの製造等事業者には小規模事業者が存在しないことから受託量0トンで、リサイクル費用は発生しない。

平成29年度再商品化委託申込みの受託実績（市町村負担分）（ ）内は前年度

素 材	受託量 (ト)	受託金額 (千円) *消費税込
ガラスびん	28,680 (27,476)	212,711 (197,764)
無色	5,044 (4,130)	22,337 (18,731)
茶色	13,743 (14,450)	84,600 (85,830)
その他の色	9,893 (8,897)	105,774 (93,203)
PETボトル	0 (0)	83 (※ 115)
紙製容器包装	210 (215)	2,955 (2,790)
プラスチック製容器包装	5,032 (5,092)	244,552 (247,490)
合 計	33,923 (32,784)	460,301 (448,159)

(備考) 実績は、30年3月末日現在の数値。

※圧縮梱包されていない丸ボトルの運搬費

(3) 市町村からの容器包装の引取状況と再商品化製品利用状況

当協会では、全国1,741カ所の市町村（平成28年10月10日現在、東京23区含む、総務省調べ）のうち、1,565カ所（前年度1,564カ所）と平成29年度業務実施契約（引取契約）を締結し、市町村が各家庭から分別収集する使用済み容器包装を保管する全国1,629カ所（同1,632カ所）の保管施設ごとに、再商品化事業者からの電子入札を受け付け、その入札によって4素材ごとに選定された再商品化事業者（別項2-（2）参照）にリサイクル業務を委託した。

平成29年度に市町村から引き取った容器包装の総量は、ガラスびん346,351トン(前年度比97.3%)、PETボトル198,821トン(同102.0%)、紙製容器包装21,629トン(同97.4%)、プラスチック製容器包装649,573トン(同98.8%)、合計1,216,373トン(同98.9%)であった。

(詳細については、別紙1「市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況」に記載のある①対象市町村総数・保管施設数、②契約量・引取実績量・引取達成率、③再商品化製品利用状況を参照)

(4) 再商品化実施委託料金及び抛却委託料金の精算

委託料金については、当該年度の再商品化実施委託料金の精算及び前年度の抛却委託料金の精算を翌年度に行っている。個々の特定事業者の精算金額は、4素材ごとに次の計算式で算出される。

平成30年度に行う再商品化実施委託料金と抛却委託料金の精算額

(再商品化実施委託料金 精算金額)

$$\frac{\text{再商品化実施委託料金の精算金額 (B)} \times \text{個別特定事業者の平成29年度予定実施委託料金}}{\text{平成29年度再商品化予定実施委託料金の総額 (精算前 A)}}$$

【注】精算率=B/A×100%

(抛却委託料金 精算金額)

$$\frac{\text{抛却委託料金の精算金額 (B)} \times \text{個別特定事業者の平成28年度予定抛却委託料金}}{\text{平成28年度再商品化予定抛却委託料金の総額 (精算前 A)}}$$

【注】精算率=B/A×100%

2. 再商品化業務の一層の改善と円滑化

(1) 再商品化業務効率化のための点検

再商品化業務の効率化を図るべく、素材ごとの再商品化事業者の管理に関する手続きや運用等に関し、継続的に点検を行った。

特に、PETボトルに関しては、平成29年4月より、外部有識者等をメンバーとする「ペットボトルリサイクルの在り方検討会」を設置し、再生処理事業者、再商品化製品利用事業者等からのヒアリングやアンケート調査を行いつつ、5回にわたって検討会を開催した。また、検討会の下にワーキンググループを設置し、制度の詳細設計につき集中的に検討を行った。(詳細については、後段(P-16) (5)PETボトル再商品化に係る入札制度の円滑な運用等ご参照)

また、当協会の内部監査規程に基づき、第2回臨時監査を実施した。今回の監査では、各事業部における再商品化事業者に関する現地検査、操業管理の取り組みと、日常業務改善への取り組み(マニュアル、手順書等の整備)などを監査した。

同監査の結果として、①業務手順の文書化の更なる促進、②有効な手順書等の協会内での活用・汎用化、③現地検査チェックシートの見直し、④担当外事業部職員の現地検査への同行などに、今後取り組んでいくこととした。

(2) 再商品化コストの適正化及びプラスチック製容器包装の再商品化に係る効果的運用

①平成30年度入札に向けた再商品化事業者の登録

平成30年度入札に参加を希望する再商品化事業者を、平成29年7月に募集し、10月までに書面審査を行った。その後、11月には、消費者代表と弁護士に外部監査人として臨席いただき判定の透明性と公平性を担保しつつ、登録判定会議を開催し、登録事業者を決定した。

なお、事業者個々の登録審査判定は、再生処理ガイドライン・審査マニュアル等に基づき、再生処理施設の能力、リサイクル製品の品質、販売能力や財政的基礎などに関し、第三者の専門機関の協力のもと行った。特に、財政的基礎の審査は、債務超過等の問題を有する事業者について行い、必要に応じ中小企業診断士等による財務診断等を実施し、再商品化事業の委託に支障があると判断された事業者は欠格とした。

②再商品化事業者の入札選定

上記審査に合格し登録された事業者を対象に、保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごとの落札事業者を選定し、再商品化実施契約を締結した。平成30年度再商品化事業に向けた入札選定結果（落札状況）は、次のとおり。

PETボトルの入札は、経済情勢の急激な変動等が再商品化市場へ及ぼす影響に適切に対応するため、平成26年度以降は、上期・下期の年2回入札を実施している。

こうした中、平成30年度上期分入札は平成29年12月～30年2月に実施し（他素材よりも18日長い入札期間）、平成30年度下期分入札は平成30年7月～8月に行うこととしている。

イ) ガラスびん・紙・プラスチック

注：（ ）内は、前年度。

素 材	登録申込	登録	落札
ガラスびん	58社 (58社)	57社 (58社)	54社 (51社)
紙製容器包装	57社 (57社)	57社 (57社)	49社 (48社)
プラスチック製 容器包装	57社 (57社)	56社 (57社)	38社 (46社)

ロ) PETボトル（上期・下期）

注：（ ）内は、前年度。

素 材	登録申込	登録	落札	
			上期	下期
PETボトル	48社 (53社)	46社 (52社)	39社 (46社)	—(46社)

- (備考) 1. 地域別・品目別の入札選定結果(保管施設名、特定分別基準適合物の種類、再商品化事業者名、工場名、落札トン数、落札単価、構成市町村)を当協会ホームページで公表(30年4月)。
 2. プラスチック製容器包装においては「上限値」を設定し、それを超える入札は無効とした(一部例外を除く)。
 3. PETボトルにおける30年度下期入札は、30年7月～8月に実施するため、下期落札欄は空欄としている。

③ 平成30年度落札単価 (素材ごと、前年度比較、平成30年3月末現在)

平成30年度再商品化事業に向けた入札選定結果(落札状況)は、次のとおり。

なお、平成29年度再商品化事業に向けた落札においては、プラスチック製容器包装において入札制度が変更されたことなどから、落札単価が前年度比9%弱増加した。そして、平成30年度分の落札に関しても、特定事業者をはじめとするステークホルダーから、更なる上昇懸念の声が寄せられた。

このため、平成30年度再商品化事業者の入札に関しては、優先入札枠における総合的評価に基づくボーダーラインの設定、入札説明会における優先・非優先別の入札者リストの提示など運用の見直しを行った。これらの結果、平成30年度再商品化事業のプラスチックの落札単価は、全体でほぼ横ばい(0.2%増、但し材料リサイクル優先枠については3%強増)となっている。

PETボトルに関しては、中国の固体廃棄物輸入規制の影響を考慮し、過去における最高値、最大上昇率等も勘案のうえ、理事会での決議、主務省庁の承認を得て同実施委託単価を決定した。結果的に、平成30年3月末までの状況としては、市場や企業動向、そして当協会ルートでの容器包装の再商品化事業に関し、想定したほどの顕著な影響は見られず、PETボトル再商品化事業の平成30年度上半期落札結果では、幸い極端な変動は見られなかった。

しかし、中国の輸入規制が諸外国に及ぼす影響、日本の産業廃棄物処理への影響、容器包装リサイクルへの影響などについては、未だ見極めがつかないことが多く、今後引き続き動向を注視しつつ、平成30年度以降の事業を遂行していく必要がある。

イ) ガラスびん落札単価

色別落札単価(加重平均、消費税抜き)

	落札単価(円/ト)		
	30年度(a)	29年度(b)	前年度比(a-b)
無色	5,040	4,680	360
茶色	5,742	5,262	480
その他の色	9,164	8,142	1,022
合計	6,807	6,141	666

ロ) PETボトル(上期)落札単価

落札単価(加重平均、消費税抜き)

		落札単価(円/ト)			
		30年度 上期分 (a)	29年度 上期分 (b)	対前期 (a-b)	【参考】 29年度 下期分
	有償分	-33,210	-43,003	9,793	-39,021
	逆有償分	48,274	82,275	-34,001	74,641
総平均		-31,044	-41,843	10,799	-37,831

ハ) 紙製容器包装落札単価

落札単価 (加重平均、消費税抜き)

		落札単価 (円/ト)		
		30年度 (a)	29年度 (b)	対前年度(a-b)
	有償分	-11,994	-12,495	501
	逆有償分	6,209	5,663	546
総平均		-9,515	-9,659	144

二) プラスチック製容器包装落札単価

落札単価 (加重平均、消費税抜き)

		落札単価 (円/ト)		
		30年度 (a)	29年度 (b)	対前年度(a-b)
材料リサイクル (白色トレイ)		51,412	48,243	3,169
材料リサイクル(白色トレイ以外)		54,945	54,897	48
油化		—	—	—
高炉還元剤化		39,245	39,325	-80
コークス炉化学原料化		47,111	49,659	-2,548
合成ガス化		35,620	35,453	167
総平均		50,240	50,105	135

(備考) 白色トレイとは、白色の発泡スチロール製食品用トレイのこと。

<参考> プラスチック製容器包装のリサイクル手法の定義など

リサイクル手法		定義	利用用途
材料リサイクル		異物を除去、洗浄、破砕その他の処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得る	パレット、コンパネ、擬木、成形品等
ケミカルリサイクル	油化	異物の除去、破砕、脱塩素、熱分解、精製その他の処理をし、炭化水素油を得る	化学工業での原材料燃料
	高炉還元剤化	異物の除去、破砕、塩ビ除去、検査、分級その他の処理をし、高炉で用いる還元剤を得る	高炉還元剤
	コークス炉化学原料化	異物の除去、破砕、検査、分級その他の処理をし、コークス炉で用いる原料炭の代替物を得る	コークス (還元剤) 炭化水素油 (化学原料) ガス (発電)
	ガス化	異物の除去、破砕、熱分解、改質、精製その他の処理をし、水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得る	アンモニア・メタノール等の化学原料、燃料
固形燃料化等 (*)		異物の除去後、固形燃料等の燃料を得る	燃料

- (備考) 1. (*) 緊急避難的、補完的手法として位置づけられている固形燃料化等の手法については、再生処理事業者の登録は実施しているが、入札には参加できない。
2. 高炉還元剤化及びコークス炉化学原料化の定義欄に記載の分級とは、粒の大きさを揃えること。

(3) 引き取りバール品質調査の厳格実施と的確な改善アプローチ

再商品化事業者の協力を得ながら「品質調査」を厳格に実施するなど、市町村から引き取る分別収集物の一層の品質改善に向けたアプローチに注力した。なお、品質評価は、良質なものから、Aランク、Bランク、Dランクの3段階に分かれている。

①ガラスびん

平成29年度においては、ガラスびん3R促進協議会や再生処理事業者、ガラスびんメーカーなど関係者と連携の上、品質の悪い市町村への改善要請、品質の良い市町村

の事例紹介、その他の色の比率の高い市町村や再商品化率の低い市町村への訪問調査・改善要請などを行った。

② PETボトル

平成29年度のベール（＝分別収集したものを圧縮梱包したもの）品質調査の総合判定結果（丸ボトルを除く）は、Aランク845カ所（96.0%、前年度836カ所）、Bランク23カ所（2.6%、同27カ所）、Dランク0カ所（0%、同7カ所）となり、丸ボトルは12カ所（1.4%、同11カ所）であった。ベール品質調査基準の特例（「外観汚れ程度」と「キャップ付きPETボトル」のいずれかの判定が「D」の場合は、合計点数の如何にかかわらず総合判定を「D」とするもの）を廃止したため、Dランクの保管施設は無くなった。（平成28年度はDランクの保管施設は7カ所）。また、平成30年度より、市町村や再生処理事業者のニーズや実態に即した項目及び配点にするため、市町村からの引き取り品質ガイドライン並びにベール品質調査基準の変更を行った。

③ 紙製容器包装

平成29年度は、引き取りのあった110カ所の保管施設全てに対して調査を実施した。その結果は、Aランク107カ所（97.3%、前年度106カ所）、Bランク0カ所（0%、同0カ所）、Dランク3カ所（2.7%、同2カ所）となった。

④ プラスチック製容器包装

イ) ベール品質調査

ベール品質調査を実施した結果、容器包装比率が85%を下回るDランクが6カ所（0.8%、昨年8カ所）、破袋度評価がDランクの市町村は46カ所（6.2%、昨年25カ所）と、特に破袋度評価が悪化した。市町村に悪化理由をヒアリングしたところ、保管施設設備の老朽化、人員不足等のために容器包装比率の維持で精一杯で、破袋まで手が回らない等の理由があげられた。また、小型充電式電池、注射針等の禁忌品（きんきひん）の混入についても、改善が見られず依然喫緊の課題となっている。

市町村の本調査への立会率は約60%（前年度60%）となっており、関心は依然として高い。

なお、容器包装比率評価、破袋度評価のいずれかがDランクの市町村を対象に、改善計画の提出を求めるとともに再調査を実施。年度内に全ての該当市町村に対する再調査を完了した。

ロ) 市町村での「出前講座」の実施等

容り法の対象素材の中で、受託量の5割強、受託金額の9割強を占めるプラスチック製容器包装においては、分別収集物の品質改善が重要課題の一つである。当協会では平成20年度から、プラスチック製容器包装のベールの品質改善に向けて、市町村担当者を対象に当協会スタッフが現地に出向いて行う「出前講座」（テーマ：プラスチック製容器包装収集物の品質改善等）を実施しており、29年度は、17市町村等で開催し1,201名（前年度比約1.7倍）の参加を得た。

平成28年度より「廃棄物減量等推進員、自治会リーダー、クリーン推進員」などの市民向けの出前講座も実施しており、実際に分別排出を行う市民への啓発にも力を入れている。

平成29年度「出前講座」の開催実績

No.	都道府県	実施市町村・事務組合	実施日	参加者人数（人）
1	北海道	士別市	4/12	25
2	三重県	伊賀南部環境衛生施設組合	4/19	13
3	宮崎県	日南市・串間市	5/11	23
4	山口県	長門市	5/19	10
5	岐阜県	大垣市	6/10	406
6	北海道	旭川市	9/6	50
7	東京都	西東京市	9/22	50
8	神奈川県	平塚市	11/14	40
9	栃木県	宇都宮市	12/1	17
10	東京都	府中市	12/2	330
11	東京都	西東京市	12/6	5
12	千葉県	印西地区環境整備事業組合	12/14	30
13	静岡県	袋井市	12/20	15
14	福島県	白河地方広域市町村圏整備組合	12/21	10
15	千葉県	市川市	1/21	30
16	広島県	広島中央環境衛生組合	2/9	20
17	神奈川県	平塚市	3/29	127
合 計				1,201

- ・1回の開催時間：2時間程度
- ・内容＝（１）「DVD出前講座」の上映、（２）補足説明、（３）DVD「禁忌品混入防止のお願い」短縮版上映、（４）質疑応答、（５）処理施設現場での説明。

（４）環境負荷データ等の効果的な情報発信

① ガラスびん

平成27年度に実施した「市町村によるガラスびんの分別収集・選別保管並びに再生処理事業者での再商品化に伴う環境負荷」に関する調査の結果の周知を、市町村訪問や市町村向け・再生処理事業者向けの説明会等の機会を通じて、29年度も継続的に実施した。それにより、ガラスびんカレットを利用した場合の環境負荷の低減効果をPRし、ガラスびん引取量の拡大を図った。

② PETボトル

平成28年度に実施したPETボトルのリサイクルによる環境負荷低減効果等に関する調査分析結果について、協会ホームページに掲載し、市町村、消費者をはじめとする関係者への周知に努めた。

③ プラスチック製容器包装

平成28年度に引き続き、環境負荷データについて年次報告として公表し、協会ホームページを通じて周知に努めた。なお、年次報告のとりまとめに当たっては、計算の対象となる再商品化工程の改善や利用製品の開発等に伴うインベントリーデータ*の見直しを行い、必要な修正、再計算を行った。

*インベントリーデータ＝ライフサイクルの各段階における、資源やエネルギーの投入量と様々な排出物の量を定量的に把握したデータのこと。

(5) PETボトル再商品化に係る入札制度の円滑な運用

平成 29 年 4 月より、外部有識者や特定事業者、市町村、消費者の各ステークホルダー代表をメンバーとする「ペットボトルリサイクルの在り方検討会」を設置し、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者等からのアンケート調査やヒアリングを行いつつ、5 回にわたって検討会を開催した。また、この間、検討会の下にさらにワーキンググループを設置し、運用の見直しに関し集中的に検討を行った。

その結果、重点的事項に関しては、①入札期間の拡大（2 週間超の延長）と、②ベールに関する市町村からの引取品質ガイドラインと品質調査における調査項目との整合性の確保について、平成 30 年度入札、調査から導入・実施した。

この他、③有償分の PET ボトルにつき、市町村の保管施設から引き取った後、3 ヶ月以内に再商品化製品として販売・引渡ししなければならないとするルールについての見直しと、④有償分ベール代金の支払い方法の変更（③の 3 ヶ月ルールを見直した場合、製品販売までベール代金が支払われなくなる恐れがあり、一定のルール化が必要）については、平成 31 年度事業からの適用に向け、事務局プロジェクトチームで推進することとした。なお、⑤有償拠出金における消費税の扱いについては、税理士法人など専門家のアドバイスも踏まえ、引き続き検討を行うこととした。また、有償拠出金の支払い時期についても検討事項となったが、変更は不要との結論を得た。

さらに、指定法人を活用した再商品化事業の促進に向け、主務省庁から提案された新たな入札制度（希望入札制度）については、検討を継続することとなった。

(6) オンライン申込みの促進による業務の効率化

特定事業者からの再商品化委託申込み及び市町村からの分別基準適合物の引き渡し申込みに関するオンライン（協会基幹システム REINS 利用）申込率は、特定事業者向け説明会・個別相談会をはじめ様々な機会を通じた利便性やメリットの周知・広報によって、年々着実に向上している。

具体的には、特定事業者によるオンライン申込率は、件数ベースで見ると、平成 20 年度再商品化委託申込受付時が約 24%であったのに対して、22 年度は約 38%、24 年度は約 48%、27 年度は約 58%となり、29 年度においては約 63%に達している。

当協会では、特定事業者、市町村、当協会のそれぞれにとっての事務の合理化、効率化のため、オンライン化の一層の推進に努めており、市町村の 29 年度（30 年度引渡申込時）利用率は約 94%に達している。なお、再商品化事業者については、電子入札制度との関係でオンライン利用率は 100%となっている。

また、オンライン申込みにおいては、特定事業者が自らの過年度の申込内容を確認できることから、適正な申込みの促進にも寄与している。

3. 容り法の適正な遂行と運用の厳格化

(1) 不正・不適正行為の防止と危機管理体制の維持・強化

① 不正及び不適正行為の防止

当協会は、平成 29 年度再商品化業務の実施に当たり、再商品化事業者との契約に基づくコンプライアンスの徹底や、不当利益を企図した当協会への虚偽報告の有無確認など、種々の不正・不適正行為の防止を図った。また、再商品化業務の公正性を担保するため、「再商品化実施に関する不適正行為などに対する措置規程」の一層の整備を

行った。

29年度の危機管理対応としては、第1に、日常的な事業者管理を通じて把握した「不適正行為による措置」の発動6件（前年度5件）、「業務改善指示」が10件（同16件）であった。また、不適正行為の確認や業務改善要請の意味合いを持つ予防的措置としての「指導票」を24件（前年度38件）発出するなど、危機管理対応を徹底した。第2は、「公益通報」いわゆる通報専用窓口を通じて把握した「告発情報」であるが、29年度は4件（同7件）あり、適切に対応した。ちなみに、こうした専用窓口に寄せられた公益通報への対応が風評被害につながることはないよう、情報管理を含め慎重に対応した。

② 危機管理体制の維持強化

「危機管理規程」に基づき、日常の危機管理体制の維持に努めるとともに、危機管理の対象となる事象が発生した場合には、同規程に定める危機管理委員会等を機動的に開催し、弁護士など専門家との緊密な連携の下で迅速に対応した。

同委員会では、市町村、再商品化事業者、特定事業者、協会内部それぞれに想定される危機事象（リスク）について、発生の可能性と影響度から分析し、具体的なリスク防止策の進捗状況を四半期ごとに共有化し、未然防止につなげている。

当協会事務局の業務推進に係るリスク管理については、日常的に、担当部署から情報提供を行うことで、情報セキュリティシステムの運用徹底と、情報漏洩防止対策の徹底を図った。また、自然災害など万一の事態に備えて策定したBCP（Business Continuity Plan＝事業継続計画）に関しては、事務局員一人一人の意識を高めるため、REINSバックアップシステムへの接続の確認作業などの訓練を実施した。

（2）再商品化業務の管理の厳格化

再商品化業務を厳格かつ適切に履行するため、再商品化事業者に関しては、再商品化実施委託契約書の記載事項の遵守状況を月報等で随時確認するとともに、現地検査の内容充実と効率的な実施により、管理体制を強化した。

特に、他素材と比較して多額の逆有償取引となっているプラスチック製容器包装については、再商品化製品利用事業者に対して、実際に利用した量を証明する書類（＝利用証明書）の提出を求めたほか、利用事業者の不適正行為に関する再商品化事業者の管理責任をより明確にし、再商品化事業者による利用事業者の理解促進と現地確認の実施につき指導を徹底した。また、再商品化事業者への検査訪問については、実態に応じた訪問回数にするなど、メリハリをつけ対応した。平成29年度の素材ごとの現地検査実績は、次のとおり。

平成29年度現地検査の実績

素 材	実 績 (前年度)			
ガラスびん	48社	56施設	(52社	59施設)
PETボトル	45社	50施設	(36社	39施設)
紙	36社	43施設	(36社	44施設)
プラスチック	43社	91施設	(48社	95施設)

(備考) 上記現地検査には、登録審査時の現地審査、あるいは再商品化製品利用事業者に対する調査などは含まれていない。

(3) 再商品化義務の不履行事業者への対応

主務省においては、容器包装の再商品化義務履行に関して、「ただ乗り事業者」（＝リサイクル義務を負っているにも拘わらず委託申込みを行わない事業者、申込み・契約をしながら委託料金を未払いの事業者等）への対策を継続的に行っているが、当協会においても、前年度に引き続き次に掲げる取り組みを実施した。

- 国のただ乗り事業者対策に係る情報提供として、国からの要請に基づき特定事業者の申込関連情報データ等を提出
- 過去に申込手続きをしていない年度が存在する事業者に対し、文書によりリサイクル義務履行を要請（年4回：平成29年5月、同8月、同11月、平成30年2月）
- 特定事業者間の相互牽制の観点から再商品化義務履行者リストを当協会ホームページに掲載、併せて公開に同意いただいた特定事業者の再商品化委託料金額を、当協会ホームページに掲載（平成20年度から主務省の指導に基づき実施）
- 全国各地の関係事業者に義務履行を呼びかけるため、日本商工会議所、全国商工会連合会に依頼し、各団体及びその傘下・関連の団体等が発行する広報媒体や相談窓口を通じた普及啓発活動を実施

特に、当協会と再商品化委託契約を締結していながら委託料が未納となっている特定事業者11社（未収金合計約930万円）に対しては、法的措置を念頭に置いた顧問弁護士名での支払催告を平成30年2月に行い、うち5社から分割払いも含め支払う旨の意思表示があった（29年度末での支払額は約300万円、残り6社とは交渉継続中）。また、平成29年度に過年度の再商品化義務不履行遡及分として回収した委託料は、420社（28年度は495社）から約4億7千万円（28年度は約5億5千万円）となった。

4. 市町村への資金拠出の実施

(1) 容リ法第10条の2に基づく市町村への資金の拠出

容リ法第10条の2に基づく市町村への資金拠出制度は、市町村等が当協会に引き渡す分別基準適合物について、異物混入や汚れ防止等の品質改善レベルと費用低減額の貢献度に応じて資金拠出する仕組みである。平成20年度分以降、毎年、当該年度の翌年9月に、該当する市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という）へ資金拠出を行っている。

平成20～22年度分の拠出額は約93～100億円で推移したが、3年ごとに見直される想定単価の1回目の変更が行われた23～25年度分の拠出額は約19～24億円にとどまった。さらに2回目の想定単価の変更が行われた後、平成26年度分は約14億円（拠出対象1,428市町村等）、平成27年度分は約16億円（拠出対象1,442市町村等）、平成28年度分は約25億円（拠出対象1,441市町村等）となっている。

なお、平成29年度分については、平成30年9月の拠出を予定しており、3回目の見直し想定単価の最初の適用となり、プラスチック製容器包装のリサイクルに係る想定単価の大幅な低下に伴い拠出金額についても大幅な減少が見込まれる。

合理化拠出金推移

(金額単位：億円)

	20年度分	21年度分	22年度分	23年度分	24年度分	25年度分	26年度分	27年度分	28年度分
ガラスびん	—	—	—	0.24	0.15	0.03	—	—	—
PETボトル	3.26	0.88	3.40	1.12	0.52	—	1.02	0.12	0.61
紙製容器包装	0.56	0.26	0.45	0.13	0.13	0.07	0.02	0.04	0.03
プラ製容器包装	91.02	92.20	95.87	22.93	18.09	21.17	12.85	16.06	24.38
合計	94.85	93.35	99.72	24.43	18.89	21.27	13.89	16.22	25.02

(2) PETボトル等の有償入札に伴う市町村等への資金拠出

PETボトル及び紙製容器包装の一部の有償入札（＝再商品化事業者が有償で再商品化を受託する入札）に伴う収入について与信管理を厳格に行うとともに、これら収入については引き続き、該当する市町村等に対して、引取量及び落札単価に応じた資金拠出を実施した。平成29年度は、1,156市町村等へ約80億1千万円（28年度は、1,151市町村等へ約53億9千万円）を拠出した。*

また、平成28年度から開始した市町村ごとの拠出情報のホームページでの公表については継続的に行っている。

(*支払対象市町村数は、前年度分の支払残を5月に支払う市町村が、年度末の3月に支払う市町村と重複する場合は、1市町村として数えた。)

有償入札に伴う拠出金推移

(金額単位：億円)

	21年度分	22年度分	23年度分	24年度分	25年度分	26年度分	27年度分	28年度分	29年度分
ガラスびん	0.09	0.01	0.00	—	—	0.00	0.00	0.00	0.00
PETボトル	12.94	38.93	81.56	79.38	67.88	101.47	65.65	51.68	77.83
紙製容器包装	0.05	0.67	1.48	1.62	1.39	1.72	2.11	2.17	2.31
プラ製容器包装	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	13.07	39.61	83.03	80.99	69.28	103.19	67.78	53.86	80.14

5. 商工会議所・商工会への業務委託

当協会では、容リ法施行令に基づき、主として市区域に設置された商工会議所（30年4月1日現在で515カ所）の全国組織である日本商工会議所（日商）及び、町村区域に設置された商工会（30年4月1日現在で1,653カ所）の全国組織である全国商工会連合会（全国連）に業務委託を行い、そのネットワーク力を活かして効率的に、各地の特定事業者からのリサイクルの委託申込受付や普及啓発活動を行った。加えて、全国主要19都市（延べ21回）で「特定事業者向け説明会・個別相談会」を開催した。

(1) 特定事業者からの再商品化委託申込状況

当協会の平成29年度における特定事業者からの「再商品化委託契約件数・金額」は、合計で19,084件（前年度19,350件）・441億8,762万円（同451億285万円）となっている。

申込方法は、①全国の商工会議所・商工会経由による書面申込みと、②特定事業者自身によるオンライン申込みとなっている。なお、一部に商工会議所・商工会が申込受付を締め切った後（6月末日以降）に、OPC（＝協会オペレーションセンター※）に申込みを行う特定事業者もある。ちなみに、特定事業者自身によるオンライン申込件数を前年度と比較すると、28年度は11,792件（申込件数の60.9%）に対して、29年度は12,101件（同63.4%）と伸びている。

※OPCは、「運用セクション」と「お問い合わせ窓口」の2つの機能を有し、特定事業者、市町村、再商品化事業者、商工会議所・商工会等への各種書類の送付や各種情報変更・訂正書類の受付、システム(REINS)操作の問い合わせ対応、市町村からの再商品化申込書類の入力などの事務処理を行うために設置している組織。

平成29年度再商品化委託申込件数(契約ベース)・金額

全体 (合計)		件数		金額(消費税込)	
		件数	(%)	金額	(%)
		19,084件	(100.0%)	44,187,616,532円	(100.0%)
申 込 内 訳	商工会議所	4,562件	(23.9%)	4,276,615,223円	(9.7%)
	商工会	2,073件	(10.9%)	744,460,845円	(1.7%)
	特定事業者から直接	12,101件	(63.4%)	37,493,485,052円	(84.9%)
	OPC	348件	(1.8%)	1,673,055,412円	(3.8%)

- (備考) 1. 本表の件数では、新聞販売所、コンビニエンスストア(フランチャイズの直営店は除く)等が、一括代理人契約で本部一括申込みとしている場合には、本部(1法人)を1件とカウントしている(=個店を1件とカウントしていない)。
 2. 内訳のうち、OPCの件数・金額は、全国の商工会議所・商工会での申込受付締切(平成29年6月末日)後に、特定事業者から当協会に直接申込みされた実績。
 3. 本表の実績は、30年3月末日現在の年度締め時点での数値。
 4. 特定事業者がオンラインで直接あるいはOPC経由で申し込んだ場合でも、問い合わせ対応、周知等に関し、商工会議所、商工会の協力、支援を得ている。

(2) 特定事業者向け説明会など各地での普及啓発活動への取り組み

全国の主要都市において、日商及び開催地商工会議所、全国連、主務5省の協力を得て、特定事業者向けの「容り制度に係る説明会・個別相談会」を開催し、制度普及に努めた。本事業は、平成22年度から本格的に開始し、平成29年度は19都市で21回開催(前年度も19都市21回)、特定事業者等の参加者数は1,131名(同1,137名)、個別相談者は120名(同99名)と着実な成果が見られる。

また、業務を委託している日商及び全国連では、こうした説明会のほか、それぞれの団体の全国ネットワークの中で、会員事業所や地区内事業所向けの環境イベント等地域特性に応じた容り制度に関わる普及啓発、会報やホームページによる情報発信等を継続的に行っている。

平成29年度容器包装リサイクル制度に関する特定事業者向け説明会の開催実績

開催地	開催日	開催地	開催日
札幌	29年12月15日	京都	30年1月19日
釧路	29年12月5日	大阪	29年12月19日
八戸	30年1月23日	神戸	30年1月16日
仙台	30年1月10日	奈良	29年11月28日
宇都宮	29年11月28日	和歌山	30年1月26日
さいたま	29年12月15日	広島	30年1月17日
東京①	29年12月13日	高知	29年11月21日
東京②	29年12月14日	福岡	30年1月11日
東京③	30年1月12日	長崎	29年11月22日
岐阜	29年12月7日	那覇	30年1月19日
名古屋	29年12月12日		
合計	19都市21回開催、参加者数1,131名、個別相談120名		

(3) 担当者研修会の開催

全国各地の商工会議所・商工会の再商品化委託業務担当者に対しては、特定事業者からの再商品化委託申込みの契約代行業務が円滑に遂行されるよう、容器包装リサイクル

法の概要及び当協会の役割・業務内容、各地における申込受付・契約関連事務手続き方法（パソコン入力操作）、普及啓発活動等をテーマに、以下の日程で研修会を開催した。

<商工会議所関係>

開催日・場所：平成29年9月29日（金）・東京（アジュール竹芝）、10月4日（水）・福岡（福岡商工会議所）、10月6日（金）・大阪（大阪商工会議所）
出席者数：106商工会議所・113名

<商工会関係>

開催日・場所：平成29年8月25日（金）・札幌（札幌国際ビル）、9月1日（金）・長崎（長崎商工会議所）、9月8日（金）・仙台（仙台駅前貸会議室）、9月15日（金）・名古屋（愛知県産業労働センター）、9月22日（金）・高松（サンポートホール高松）
出席者数：93商工会（連合会）・102名

6. 容器包装リサイクルに係る普及啓発活動の展開と情報公開

（1）協会設立20周年記念誌の発行

当協会は、平成29年度に設立20周年を迎え、この機に、過去20年間にわたる取り組み、事業活動等の変遷とその成果・実績、再商品化に係る主要データ（市町村からの引取量、再商品化製品販売量、特定事業者数、再商品化実施委託料の各年度別推移など）、素材別の再商品化製品、その他協会組織に関する情報を、整理・集約のうえ記念誌として取りまとめた。

同記念誌については、約1万部を作成し、改めて容器包装のリサイクルと当協会及びその事業についての理解を深めていただくべく、特定事業者、市町村、各界有識者等の関係者のほか全国の図書館などに広く配布した。

（2）「容リ協ニュース」、年次レポート及び広報パンフレット・DVDの内容の拡充と活用の促進

容リ制度のステークホルダーである特定事業者、市町村、再商品化事業者や国などに対する情報発信を主目的とした会報「容リ協ニュース」については、リサイクル現場の取り組み、再商品化製品利用製品の紹介、特定事業者の3R推進への取り組み、自治体及び再商品化事業者における品質向上の事例などを積極的に紹介し、周知広報が必要な事項のみならず読み手のニーズを反映した紙面づくりに努め、年3回・各8,500部発行した。

また、年間の協会事業の報告を目的として、「年次レポート」を1万部作成し、上記ステークホルダーへの配布のほか、各種説明会、イベント等で活用し、広報の拡充を図った。

啓発ツールとしての広報用DVDは、市町村・市民向け並びに特定事業者向けのものを作成しており、市民向け啓発ツールの「禁忌品混入防止のお願い」（平成27年度製作）について、市町村での積極的な活用を呼びかけた。

さらに、平成29年度においては、一般消費者の理解促進に向けて、これまで協会が制作してきた様々な動画を整理・再編集し、素材別に分けたうえで、テーマ（例：素材毎の分別排出ルールなど）毎に分かりやすく解説した短時間の動画「容器包装リサイクル1分間動画事典」を制作した。同動画については、平成30年度以降、市町村での利活用を促し、普及を図っていく。

(3) 協会ホームページを通じた分かりやすい情報の発信と公開

当協会ホームページ (<http://www.jcpra.or.jp/>) では、全ての再商品化義務履行者リスト、公表に同意いただいた特定事業者の再商品化委託料金、再商品化の落札単価や委託単価、市町村からの引渡数量等、再商品化事業の実施に係るデータを公開するとともに、特定事業者・消費者・市町村に向けた様々な情報提供や普及啓発を行っている。

特に29年度においては、従来、必要な情報が探しにくいと指摘のあった特定事業者向けQ&Aページに全文をフリーワード検索できる機能を追加するなど利便性の向上を図った。また、価格や数量に関わるデータについて、PDFファイルでの掲載に加え、活用しやすいエクセルデータファイルでも掲載することにした。そのほか、原則公開の下で行われた「ペットボトルリサイクルの在り方検討会」について、配布資料や議事録等のホームページ掲載を迅速に行い、情報公開の推進に努めた。

(4) 広報・広聴活動の積極展開とメディア対応

新聞・テレビ・雑誌などマスメディアからの取材要請には積極的に対応し、容り法に基づいて当協会が行う容器包装リサイクルの具体的な事業等について、広く社会へ適確に報道されるよう情報提供に努めた。

また、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を容り制度の周知・広報活動に活用すべく、「東京2020参画プログラム」への参加（プログラムは8テーマで構成、その1つの「持続可能性」への参画）を図った。具体的には、平成29年9月に、大会組織委員会より実施主体としての登録認証を受け、同年11月には、当協会と各地商工会議所が共催する「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」（平成29年11月21日～平成30年1月26日：21回）について事業認証を得て、「東京2020応援マーク」（大会組織委員会の認証マーク）等の使用の許可を得た（全て無償）。これにより、上記21回分の制度説明会・個別相談会の「チラシ」上に応援マークを付すとともに、同「チラシ」を協会ホームページに掲載し、大会と一体となった効果的な周知、広報を図った。なお、本活動については、平成30年度以降も、継続的、発展的な展開を予定している。

この他、広報専門委員会（平成22年度からスタート）のメンバーである外部の有識者や行政関係者の意見・要望、具体的な改善提案・アドバイスなどを当協会の広報活動に積極的に反映させた。特に、容器包装のリサイクルにおいて、分別排出など重要な役割を担っている消費者に向けた広報の重要性を踏まえ、当協会ホームページにおける消費者向けコンテンツや、市町村向けコンテンツの内容拡充に努めた。

平成29年度の広報専門委員会は、平成30年2月13日に開催し、機関誌「容り協ニュース」、「年次レポート」及び協会ホームページに関する平成29年度の活動実績について報告を行った。さらに、平成29年度内に完成の新たなPR動画（6.（2）で詳述）ならびに30年度の活動計画について意見交換を行った。

また、講演会やセミナーへの講師派遣も積極的に行うとともに、2017日本国際包装機械展（JAPAN PACK 2017）（主催＝一般社団法人日本包装機械工業会）、エコプロ2017「環境とエネルギーの未来展」（主催＝一般社団法人産業環境管理協会他）、「こどもエコクラブ全国フェスティバル2018」（主催＝公益財団法人日本環境協会）を始めとする、多くのイベントへの後援・協賛・出展などを行った（詳細は、P-25～26参照）。

(5) 各種説明会等による普及・啓発

① 平成30年度登録希望再生処理事業者に対する説明会

平成30年度に向けた再生処理事業者の登録申請に係る連絡を、平成29年7月3日付官報等で行い、同月中旬に分別基準適合物の再生処理事業の実施を希望する事業者を対象とする説明会を開催し、各素材を巡るリサイクル事情、登録申請に当たっての要件や留意事項、書類記入方法等を周知した。

素 材	開催日	場 所	出席者
ガラスびん	29年7月11日 13:00～15:00	アジュール竹芝	62名(53社)
PETボトル	29年7月12日 13:00～15:00	霞山会館	81名(51社)
紙	29年7月12日 13:00～15:00	浜松町・貿易センタービル 東京會館	41名(41社)
プラスチック	新規事業者のみ別途説明		

② 平成30年度事業の実施に向けた市町村向け説明会

平成30年度事業の実施に向け、当協会へ分別基準適合物を引き渡す予定がある市町村等及びそれを管轄する都道府県の担当者を対象とした説明会を、全国5ブロック(札幌、仙台、東京、大阪、福岡)に分け、次のとおり開催した。

地 区	開催日	場 所	出席者(市町村・一部事務組合数)
北海道	29年11月9日 13:00～15:00	札幌全日空ホテル(札幌)	62名(62市町村等)
東 北	29年11月10日 13:00～15:00	ホテルメトロポリタン仙台(仙台)	39名(38市町村等)
関 東	29年11月13日 13:00～15:00	ホテルJALシティ田町東京(東京)	196名(185市町村等)
関 西	29年11月15日 13:00～15:00	ホテルマイステイズ新大阪コンファレンスセンター(大阪)	116名(114市町村等)
九 州	29年11月14日 13:00～15:00	西鉄グランドホテル(福岡)	108名(99市町村等)

③ 平成30年度再商品化業務に関する入札説明会

平成30年度の登録再生処理事業者及び運搬事業者を対象に、ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装のリサイクル業務に関する入札説明会を開催した。同説明会では、市町村保管施設ごとの入札条件リスト(引取量等)を提示のうえ、オンラインによる入札手続、入札の注意事項、選定方法及び選定結果の連絡方法、実施契約書、法令遵守、入札書の記入要領等について周知した。

素 材	開催日	場 所	出席者
ガラスびん	29年12月15日 13:00～15:00	霞山会館	60名(49社)
PETボトル	29年12月15日 13:00～15:00	霞山会館	78名(46社)
紙	29年12月14日 13:00～15:00	浜松町・貿易センタービル 東京會館	40名(39社)
プラスチック	29年12月14日 13:00～15:00	東海大学校友会館	89名(52社)

④ 平成30年度の契約再生処理事業者の業務手続きに関する説明会

平成30年度の契約予定再生処理事業者を対象に、業務手続きに関する説明会を開催し、市町村の分別基準適合物の引き渡し方法、業務手続き及び業務フロー、オンラインによる引き取り実績報告、実施契約の締結、法令遵守等について説明した。

素 材	開催日	場 所	出席者
ガラスびん	30年3月15日 13:00～15:00	霞山会館	59名(48社)
PETボトル	30年3月15日 13:00～15:00	東海大学校友会館	55名(39社)
紙	30年3月16日 13:00～15:00	浜松町・貿易センタービル 東京會館	59名(46社)
プラスチック	30年3月16日 13:00～15:00	東海大学校友会館	72名(38社)

7. 関係主体間の共創の推進

(1) 国内関係機関との連携

容器包装リサイクルの円滑な推進のため、主務5省及び廃棄物処理事業等に関し市町村の声を集約する公益社団法人全国都市清掃会議をメンバーとする「情報連絡会議」を、年4回のペースで開催し、当面の課題等について情報交換・協議等を行った。また、容器包装リサイクルの効果的・効率的な推進に関し、4素材のリサイクル推進協議会・促進協議会、評議員団体、理事団体と随時、交流、情報交換を行った。

また、農林水産省の地方農政局担当者等を対象に開催した食品産業環境業務研修（29年5月30日）に当協会職員を講師として派遣し、容リ法に係る当協会の役割・業務や事業者からの問い合わせ対応等について説明を行うとともに、研修会参加者との意見交換を通じて情報共有を行った。

(2) 外国関係機関との交流

平成29年8月2日には、持続可能な開発のための政策手法の開発等を行う公益財団法人地球環境戦略研究機関の要請で、『インドネシア国バンドン市における持続可能な資源循環型社会構築に向けた廃棄物管理支援プロジェクト（2016年次／～2019年次）』（於：川崎市）において、わが国の容器包装リサイクル制度について説明し、インドネシアからの訪日メンバー等との意見交換を行った。

また、昨年につき、平成29年9月4日～10日に、中国のPETボトルリサイクルに関する現地調査を行った。再生PETボトルフレークやベールを日本から輸入している現地企業（再生ポリエステル繊維メーカー）、中国化学繊維工業協会、日中友好環境保全センター、在中国日本国大使館と意見交換を行い、平成29年7月に中国政府が公表（同12月末から施行）した固体廃棄物の輸入規制とその影響などについて情報収集を行ったほか、第13回中国国際再生ポリエステル会議に参加・聴講した。

(3) 各種イベントへの後援・協賛及び講師派遣など

平成 29 年度に、後援・協賛及び講師派遣等を行った環境関連イベント等は次のとおり。

環境関連イベント等への主な後援・協賛等実績

開催日・場所	行事名	主催者	目的・内容	
29年5月23～26日 (於：東京ビッグサイト)	2017NEW環境展	日報ビジネス株式会社	各種課題に対応する様々な環境技術、サービスを一堂に展示、情報発信	協賛
29年10月3～6日 (於：東京ビッグサイト)	「JAPAN PACK2017」	一般社団法人日本包装機械工業会	国内外の包装機械、包装資材、包装材料及び関連機器の新製品を展示公開	協賛
29年10月4日 (於：日本橋公会堂 中央区)	第12回容器包装3R推進フォーラム	3R推進団体連絡会	自治体・事業者・市民等さまざまな主体が連携して、容器包装の3Rを推進するための場作り	後援
29年11月17日 (於：三翠園 高知市)	第16回産業廃棄物と環境を考える全国大会	公益社団法人全国産業廃棄物連合会(幹事団体) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	行政担当者、事業者、学識経験者、市民等と共に循環型社会の形成等について考える	協賛
29年12月7～9日 (於：東京ビッグサイト)	エコプロ2017「環境とエネルギーの未来展」	一般社団法人産業環境管理協会、日本経済新聞社	環境・エネルギー問題を中心に、社会課題解決に貢献する	出展
30年3月25日 (於：日本科学未来館 江東区)	こどもエコクラブ全国フェスティバル2018	公益財団法人日本環境協会	子供たちが広く環境に関心を持ち、環境に対する責任と役割を理解し、環境保全活動への参加等を通じて環境問題を解決する力を育成	後援

環境関連イベント等への主な講師派遣実績

開催日・場所	行事名・講義内容	主催者	派遣者氏名
29年5月30日 (於：農林水産省研修所 八王子市)	農林水産省 平成29年度食品産業環境業務研修 「指定法人業務の概要について」 「特定事業者からの問合せの具体的事例とその対応について」	農林水産省 食料産業局	木野 正則 業務執行理事・企画広報部長 大竹恵美 企画広報部課長補佐
29年7月4日(於：札幌) 29年7月11日(於：大阪) 29年7月18日(於：福岡) 29年7月20日(於：東京)	食品容器環境美化協会・地方連絡会議 「容器包装リサイクル制度について」	公益社団法人 食品容器環境美化協会	堀田 肇 業務執行理事・企画広報部長

29年8月2日(於:川崎市役所)	インドネシア国バンドン市における持続可能な資源循環型社会構築に向けた廃棄物管理支援プロジェクト(2016年次/～2019年次) 「日本におけるプラスチック包装容器のリサイクルについて」	公益財団法人地球環境戦略研究機関	堀田 肇 業務執行理事・企画広報部長 青山 直樹 企画広報部 部付部長
29年10月14日(於:千葉市役所)	廃棄物適正化推進員研修会 「ペットボトルのリサイクルについて」	千葉市	橋本 賢二郎 業務執行理事・PETボトル事業部長 平井 利幸 PETボトル事業部 副部長
29年10月26日(於:幕張メッセ 千葉市)	国際プラスチックフェア講演 「プラスチック製容器包装リサイクルの現状」	国際プラスチックフェア協議会(IPF協議会)	浅川 薫 プラスチック容器事業部 専任部長
29年11月19日(於:TKP溜池山王カンファレンスセンター 港区)	平成29年度関東農林水産関連企業環境対策協議会、(一財)食品産業センター環境委員会合同環境セミナー 「容器包装リサイクル制度の運用」	一般財団法人食品産業センター、関東農林水産関連企業環境対策協議会	堀田 肇 業務執行理事・企画広報部長
29年11月28日(於:プランニュー北上 北上市)	平成29年度北上市公衆衛生組合連合会研修会 「ペットボトルのべール品質基準の変更について」	北上市公衆衛生組合連合会	橋本 賢二郎 業務執行理事・PETボトル事業部長 小林 聡也 PETボトル事業部 主査
30年2月6日(於:一般社団法人日本フードサービス協会 港区)	JF環境対策セミナー 「容器包装リサイクル法の実践～対象範囲と委託金算出方法について」	一般社団法人日本フードサービス協会	青山 直樹 企画広報部 部付部長
30年3月15日、20日(於:共同印刷株式会社 文京区)	容器包装製造に関わる従業員研修 「容器包装リサイクル制度の概要」	共同印刷株式会社	青山 直樹 企画広報部 部付部長

8. 事務局業務の改善と省資源・省エネルギー活動

(1) 特定事業者等からの意見・提案への積極対応

当協会コールセンターに寄せられる特定事業者等からの種々の意見・提案等は、業務改善の重要な手掛かりと位置づけ、事務局内で随時、対応を協議・検討した。

具体的には、協会と特定事業者間でやり取りする契約書類や請求書あるいは諸手続き等の見直し、具体的な照会事項への個別対応、協会ホームページのQ&Aの拡充等を行った。なお、同センターによる平成29年度の個別対応件数は、特定事業者関係3,925件(前

年度4,252件)、商工会議所・商工会関係255件(同305件)、その他271件(同389件)、計4,451件(同4,946件)であった。

(2) 事務局内における省資源・省エネルギーへの取り組み

事務局における省資源・省エネルギー活動として、前年度に引き続き「平成29年夏期節電対策」(7月～9月)を策定し、事務局内で使用するエアコン・蛍光灯・パソコン、その他電気器具の節電を重点的に励行した。なお、当協会では、年度を通じて可能な各種電気器具の節電は、夏期に限定せず行っている。また、事務用品のリユース、グリーン購入、特定事業者向け送付書類の見直しなど紙使用量の抑制、事務局内での分別排出の徹底など、地道な活動を継続した。

(3) 平成30年度の再商品化業務に向けた入札選定など準備作業

平成29年度再商品化業務と並行して、30年度再商品化業務の準備作業を、別紙2「平成30年度再商品化の実施に向けて行った各種業務(平成29年度)」のとおり実施した。

9. 公益財団としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底

協会設立20周年という節目を迎え、業務の厳格・万全な執行体制の整備、危機管理の徹底、普及啓発活動の工夫などを通じ、従前にも増してガバナンス(内部統治)の向上とコンプライアンス(法令遵守などの内部統制)の徹底を図り、外部からの信頼に充分応えられるように万全を期した。

平成30年2月7日には、当協会が公益認定を受けて2回目の内閣府による立入検査が行われた。検査では、公益財団法人として必要な諸規程が整備されているか、諸規程に基づく組織・事業運営が行われているか、協会のミッションを踏まえた公平・公正な事業が実施されているか、組織・事業運営に関する情報公開が充分行われているか等の事項について厳格な検査が行われ、無事終了した。今回の立入検査は、当協会の公益財団法人としての適正な運営の確認となるとともに、今後の更なるガバナンス向上に向けた有効な機会となった。

また、平成30年2月27日には、事務局責任者である専務理事、常務理事及び業務執行理事・総務部長と協会の会計監査人との間で、当協会の活動理念や事業目標の協会内への徹底、経営判断を行うための重要な情報把握、不正リスクへの対応、公益財団法人の運営など広範なテーマについて意見交換を行った。

この他、平成29年4月～30年1月にかけて、事業執行体制の整備及び適正な事業執行に万全を期するため、内部監査規程に基づく第2回臨時監査を実施し、事務局内のマニュアル、手順書の更なる整備等を図ることとした。

Ⅲ 会議開催状況

1. 第1回定時理事会・定時評議員会

(1) 第1回定時理事会

○日 時：平成29年6月12日（月）15時30分～17時

○場 所：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会大会議室

○理事出席：18名

○議 事：

<審議事項>

①理事会での決議事項等

(イ) 平成28年度事業報告書（案）について

(ロ) 平成28年度財務諸表（案）について

(ハ) 監事による「会計及び業務に係る監査報告」について

事務局から、資料に基づき（イ）及び（ロ）について一括して説明を行い、引き続き、志村監事から「当協会の事業報告書及び財務諸表について監査を行った結果、適正に処理されている」旨の報告があり、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、（イ）、（ロ）いずれも異議なく承認された。

(ニ) 平成29年度「定時評議員会」及び「第1回臨時理事会」の開催日程と議事等（案）について

事務局から資料に基づいて説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認された。

②評議員会への提案事項

(イ) 任期満了に伴う理事（第5期）の選任（案）について

事務局から、任期満了となる理事の選任に関して、理事（第5期）の候補者を下記のとおり提案し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、定時評議員会に提案されることとなった。

提案に際しては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」）」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」）」に定める役員の資格制限（一般法第65条）・認定申請欠格事由（認定法第6条の1）に関する確認を行い、理事候補者については、資格制限・欠格事由には該当しない旨の確認を得ている。

なお、第5期理事の任期は6月28日開催の平成29年度定時評議員会終結後より平成31年6月開催の定時評議員会終結時までとなる。

また、定時評議員会での理事選任を受けて、同日開催の平成29年度第1回臨時理事会で選任される新しい理事長に関して、次の説明があった。

当協会では、容器包装リサイクル法で規定された再商品化義務の対象である4素材のリサイクル推進協議会（または促進協議会）から、1期2年ごとに理事長を推薦（ガラスびん→PETボトル→プラスチック→紙の順）するルールとしており、足立理事長の後任の理事長候補者は、ガラスびん3R促進協議会から推薦のあった、東洋ガラス株式会社代表取締役社長の齋藤信雄氏となる。

齋藤 信雄	小山 博敬	栗原 博	鈴木 隆
橋本 賢二郎	高松 和夫	石川 昇	堀田 肇
井田 久雄	上河 潔	川村 節也	岸村 小太郎
久保 直紀	栗原 正雄	末永 寿彦	朽原 克彦
中邑 功	宮澤 哲夫	幸 智道	吉永 茂樹

(ロ) 評議員の交代 (案) について

事務局から、任期途中における評議員の交代 (案) について下記のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、6月28日開催の平成29年度定時評議員会 (以下、「定時評議員会」) に提案されることとなった。

就 任	退 任
岩崎 哲也	山下 育夫
石渡 功	那須 昭徳
土橋 芳和	駒木 勝
中井 義兼	蓮尾 秀俊
和田 務	高野 光春
富山 武夫	大隅 和昭

<報告事項>

①平成28年度再商品化実績 (総括) 等について

事務局から資料に基づき、当協会を中心とするフロー図を用いて、28年度の再商品化の実績 (数量ベース、金額ベース) について報告した。

②「リスク管理」に係る平成28年度報告及び平成29年度目標について

事務局から資料に基づき、平成28年度における再商品化事業者に対する措置の発行・不適正行為通報・不服申立の状況、及び特定事業者関連では、契約済で委託料を長期滞納している事業者への対応や破綻 (解散、破産、民事再生) の状況について、さらに平成29年度リスク管理重点目標について報告した。

(2) 定時評議員会

○日 時：平成29年6月28日 (水) 13時30分～15時15分

○場 所：霞山会館「霞山の間」(霞が関コモンゲート西館37階)

○評議員出席：34名

○議 事：

<審議事項>

①任期満了に伴う理事 (第5期) の選任 (案) について

事務局から、任期満了となる理事の選任に関して、理事 (第5期) の候補者を下記のとおり提案し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

なお、本会での理事選任を受けて、評議員会後に開催される平成29年度第1回臨時理事会での理事長選任に関し、事務局より次の説明があった。

当協会では、容器包装リサイクル法で規定された再商品化義務の対象である4素材のリサイクル推進協議会（または促進協議会）から、1期2年ごとに理事長を推薦する（ガラスびん→PETボトル→プラスチック→紙の順）ルールとしており、足立理事長の後任の理事長候補者は、ガラスびん3R促進協議会から推薦のあった、東洋ガラス株式会社代表取締役社長の齋藤信雄氏となる。

齋藤 信雄	小山 博敬	栗原 博	鈴木 隆
橋本 賢二郎	高松 和夫	石川 昇	堀田 肇
井田 久雄	上河 潔	川村 節也	岸村 小太郎
久保 直紀	栗原 正雄	末永 寿彦	朽原 克彦
中邑 功	宮澤 哲夫	幸 智道	吉永 茂樹

②評議員の交代（案）について

事務局から、任期途中における評議員の交代（案）について下記のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

就 任	退 任
岩崎 哲也	山下 育夫
石渡 功	那須 昭徳
鶴見 和良	奥野 和夫
土橋 芳和	駒木 勝
中井 義兼	蓮尾 秀俊
和田 務	高野 光春
富山 武夫	大隅 和昭
高崎 政則	中村 勝弘

<報告事項>

①平成28年度事業報告書について

②平成28年度財務諸表について

事務局から資料に基づき、6月12日開催の当協会平成29年度第1回定時理事会で承認された①「平成28年度事業報告書」及び②「平成28年度財務諸表」について、一括して報告した。

報告後、議長から出席評議員に対して質問・意見を求めたところ、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会第18回合同会合（平成28年5月31日）における「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」に基づいて、“優良な事業者がよりポテンシャルを伸ばせるような優れた入札制度の検討を早急に行うべき（プラスチック製容器包装）”とされ、平成29年度から導入された新たなプラスチック製容器包装の入札制度の内容と結果について、中峯 准一 評議員（一般社団法人日本パン工業会 専務理事）から次のとおり質問があり、当協会小山専務理事、公文理事・プラスチック容器事業部長から当協会としての対応と考え方が説明された。

【中峯評議員】

平成29年度は入札制度の見直しにより落札価格が上がっている。価格上限値の設定が問題ではないかと考えており、どのように設定されたのか、前年度と比べて下

げたのかどうか、その点を伺いたい。

【小山専務理事】

価格上限値については主務省の指導に基づいて設定しており、非公開とされている。主務省からの指示ではなく、方針や考え方を反映させて、十分検討した上で協会が設定した。

【中峯評議員】

価格上限値は従来、容り法の指定法人である協会が適切に決めていると伺っていた。今回は何故、従来とは異なる主務省からの指導や方針が提示されたのか。今回の価格上限値の設定による落札価格の上昇については、リサイクルを実施する側に配慮が働いたような結果になっており、行政側が配慮をしたのであれば由々しき問題である。主務省からの容り法第31条に基づく命令ではなく、1担当官の考え方が指定法人に対して作用し、独立した業務を妨げるような行為はあってはならないと思うが、如何か。

【公文理事】

価格上限値の設定等、当協会の指定法人業務は全てが法律に関することであるため、従来から国とともに検討をしながら進めている。今回、国からあった指導というのは、既に文章で公開されているが‘厳格な上限値の設定’であり、厳格であることを重視して一定のラインを引いた。

【中峯評議員】

従来、価格上限値は入札締め切り後に公表されていたが、今回公表しないことは公明正大ではないと思うが、如何か。

【公文理事】

今後の公表の有無については、国と相談して検討したい。

【中峯評議員】

今後、さらに落札価格が上がることを懸念している。平成29年度の事業計画では、社会的コストの適正化と一層の低減に取り組むこととしているが、今後、この一層の低減に向けて、どのように取り組むのか。低減に反するようなことであれば、国から指示があったとしても、国に対して反論することもお願いしたい。

【公文理事】

平成30年度の入札方法については、国の考え方が未だ決定していない。一層の低減に向けて、新たに平成30年度導入が決まっているのは、材料リサイクル事業者で総合的評価得点率が低い事業者は、優先落札可能量0（ゼロ）となり、一般枠で入札するということだけである。

一方で、高効率、高品質の再商品化が実現すれば、社会的コストは低減できると考えている。今回の入札制度の見直しでは、一部はその方向に向かっているが、課題も残っていると考える。ご不満を残されている部分も含めて、今後、国、当協会、特定事業者の皆さんにより、共同で検討し、より良い再商品化の実現を目指して参りたい。

③平成 28 年度再商品化実績（総括）等について

事務局から資料に基づき、当協会を中心とするフロー図を用いて、平成 28 年度の再商品化の実績（数量ベース、金額ベース）について報告した。

④「リスク管理」に係る平成 28 年度報告及び平成 29 年度目標について

事務局から資料に基づき、平成 28 年度における再商品化事業者に対する措置の発行・不適正行為通報・不服申立の状況、及び特定事業者関連では、契約済で委託料を長期滞納している事業者への対応や破綻（解散、破産、民事再生）の状況について、さらに、平成 29 年度リスク管理重点目標について報告した。

2. 第 1 回臨時理事会・第 2 回臨時理事会

(1) 第 1 回臨時理事会

○日 時：平成 29 年 6 月 28 日（水）15 時 20 分～15 時 40 分

○場 所：霞山会館「青花の間」（霞が関コモンゲート西館 37 階）

○理事出席：18 名

○議 事：

<審議事項>

①代表理事・理事長の選任（案）について

事務局から代表理事・理事長候補者に関して、次の説明があった。

当協会では、容器包装リサイクル法で規定された再商品化義務の対象である 4 素材のリサイクル推進協議会（または促進協議会）から、1 期 2 年ごとに理事長を推薦する（ガラスびん→PET ボトル→プラスチック→紙の順）ルールとしており、足立理事長の後任の代表理事・理事長候補者は、ガラスびん 3 R 促進協議会から推薦のあった、東洋ガラス株式会社代表取締役社長の齋藤信雄氏となる。

この説明を受けて、議長より出席者に諮ったところ、全会一致で齋藤氏が代表理事・理事長に選任された。

②代表理事・専務理事及び代表理事・常務理事の選任（案）について

事務局から代表理事専務及び代表理事常務の候補者に関して説明し、議長より出席者に諮ったところ、小山博敬氏（再任）が代表理事・専務理事に、栗原博氏（新任）が代表理事・常務理事に、出席理事全員の賛成により、各々異議なく選任された。

③代表理事以外の業務執行理事の選任（案）について

事務局から代表理事以外の業務執行理事候補者の選任（案）について諮ったところ、鈴木隆氏、橋本賢二郎氏、高松和夫氏（以上、再任）並びに石川昇氏、堀田肇氏（以上、新任）の 5 名が出席理事全員の賛成により、異議なく承認された。

(2) 第2回臨時理事会

○日 時：平成29年10月26日（木）14時00分～14時40分

○場 所：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会大会議室

○理事出席：16名

○議 事：

<審議事項>

①平成30年度再商品化実施委託単価（案）及び平成29年度抛出委託単価（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき説明した後、議長より出席者に諮ったところ、川村理事及び幸理事から、4素材の事業委員会及び総務企画委員会で討議された内容について説明をして欲しい旨の要請があった。

この要請を受け、プラスチック製容器包装の平成29年度分合理化抛出金と抛出委託単価については小山専務理事から、実施委託単価については各素材を担当する業務執行理事から説明した。

説明後、川村理事からは、12月の理事会、評議員会でプラスチック製容器包装の合理化抛出金が0（ゼロ）になる件と平成29年度のプラスチック製容器包装の入札結果に関して説明の準備をお願いしたい旨の要望があった。

また、久保理事からは、プラスチック製容器包装の平成29年度と平成30年度の入札制度の変更内容について、特定事業者から理解を得られていない状況があるため、当協会として特定事業者に対する説明の場を設けて欲しい旨の要望があった。

以上の質疑・意見交換終了後、改めて審議事項（両委託単価）について議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により承認された。

<報告事項>

①平成29年度協会事業計画進捗状況について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、（イ）平成29年度引き取り・販売状況、（ロ）中国の廃棄物輸入禁止措置関連、（ハ）不正・不適正行為の防止及び危機管理体制の維持強化、（ニ）特定事業者の再商品化委託申込促進に向けた取組み、（ホ）協会設立20周年記念誌の発刊、（ヘ）協会ホームページによる情報公開、利便性向上の取組み、（ト）協会のワークスタイルの見直しについて報告があった。

報告後、議長より出席者に意見を求めたところ、宮澤理事より、PETボトルに関する当協会業務については、昨年の審議会答申を受け、見直しを検討している最中であるが、当協会の再商品化業務開始後20年が経過し、周辺環境も大きく変化したため、PETボトル以外の素材についても業務の見直しを検討して貰いたい旨の意見があった。

②次回理事会（第2回定時理事会）等の開催スケジュールについて

議長は指示により、事務局から資料に基づき、次回理事会、評議員会の開催スケジュール等について報告があった。

報告後、議長より出席者に意見を求めたところ、久保理事より、第2回理事会に予定されている時間帯が3R推進団体連絡会の重要な会議と重なっており、当協会理事のうち4名が参加出来なくなるため、時間調整をお願いしたい旨の依頼があった。

小山専務理事から、同日の予定時間帯より早い時間帯にて再設定する旨の説明があった。

3. 第2回定時理事会・臨時評議員会

(1) 第2回定時理事会

- 日 時：平成29年12月1日（金）10時30分～12時10分
- 場 所：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会大会議室
- 理事出席：20名
- 議 事：
<審議事項>

①評議員会への提案事項

(イ) 平成30年度事業計画（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき「平成30年度事業計画（案）」について説明し、議長より出席者に諮ったところ、次のとおり意見があり、当協会小山専務理事、栗原常務理事から当協会の考え方と対応について説明があった。

【久保 直紀 理事（プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 専務理事）】

- (a) 平成29年度のプラスチック製容器包装の入札制度については、事前にお金を払う側の特定事業者へ説明も無く国によって変更され、変更決定後に当協会の評議員会等で説明があった。変更した結果として落札単価は上がった。この一連の経緯について、一部の特定事業者は今も不信感を持っている。今後、入札制度を変更する際には特定事業者の意見も反映されるよう、決定するまでの過程の改善と仕組み作りを要請する。
- (b) 平成30年度のプラスチック製容器包装入札制度の内容について、特定事業者へ説明する場を設けて頂きたい。
- (c) プラスチック製容器包装の入札上限価格設定について、平成29年度の入札制度を変更した際、国からは国が主導で設定するというような説明があり、前回の当協会評議員会でも、事実であれば問題であるとの指摘があったが、平成30年度の上限值を設定する際には、当協会により設定され、その独自性が担保されるのか確認したい。

【栗原常務理事】

（事業部ごとの事業計画案ではなく）協会全体の本事業計画案には、特定事業者への説明について、具体的にどこまで説明するかといった詳細までは記述していない。上限価格については、国に相談しつつ協会が決めている。

【小山専務理事】

特定事業者の関心が高いプラスチックの入札制度等については、昨年の実績も踏まえ、理事会、評議員会で説明することとしており、他にもプラ推進協の協力を得て同じように機会を持ちたいと考えている。

【川村 節也 理事（紙製容器包装リサイクル推進協議会 専務理事）】

- (a) プラスチック製容器包装の入札上限価格設定については、協会内規で、専務理事の専決事項とされているということであるが、特定事業者側が問題視しているのであれば内規の変更も検討すべきではないか。

【小山専務理事】

内部規程を変更する場合、どのような手続きが必要かは調べないと回答できない。ただし、現行の内部規程も必要があって作っていることをご理解いただきたい。

【栗原常務理事】

協会の規則、規程、内規等の改廃については、諸規程管理規則に則り、その手続き等が定められており、変更等は同規則に則って行われる。

【朽原 克彦 理事（日本商工会議所 理事）】

(a) 当協会の事業は、国連が提唱しているSDG_s（エスディージーズ：持続可能な開発目標）にまさに沿うものであり、当協会の事業内容の周知とステータス向上、特に特定事業者の理解と協力を得るために事業計画に記載があっても良いのではないかと。

以上の討議の後、改めて審議事項について議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により承認され、臨時評議員会に提案することとなった。

(ロ) 平成30年度収支予算（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき「平成30年度収支予算（案）」に関して説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、臨時評議員会に提案することとなった。

(ハ) 評議員の交代（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき次のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、臨時評議員会に提案することとなった。なお、退任者欄に記載がある新田評議員は今年の6月8日に逝去された旨の説明があった（7月に退任登記済み）。

就 任	退 任
中田 雅史	新田 久
岩垂 肇	植田 勉
大熊 洋二	佐々木 五郎

②平成30年度以降のPETボトル再商品化事業における運用の見直しについて（在り方検討会の答申に基づく今後の対応）

議長の指示により、事務局から資料に基づき、審議会答申以降これまでの経緯、運用見直し項目とその内容、運用見直し計画の実現に向けた推進プロジェクトやスケジュール説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認された。

③平成29年度「臨時評議員会」の開催日程及び議事等（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認された。

<報告事項>

①平成30年度のプラスチック製容器包装再商品化の入札制度について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、平成30年度の入札に関する優先枠付与ボーダーライン（総合的評価の合計点）の設定と平成30年入札選定の流れ（スケジュールと方法）について報告があった。

②再商品化事業を取り巻く環境について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、中国の廃棄物輸入禁止措置について、平成29年度分のプラスチック製容器包装における再商品化合理化拠出金の見込みについて及び平成30年度向け再生処理事業者登録に係る判定結果等について報告があった。

(2) 臨時評議員会

○日 時：平成29年12月11日（月）15時00分～16時45分

○場 所：東海大学校友会館「阿蘇の間」（霞が関ビル35階）

○評議員出席：30名

○議 事：

<審議事項>

①平成30年度事業計画（案）について

議長の指示により、小山専務理事から、資料に基づき「平成30年度事業計画（案）」について説明し、議長より出席者に諮ったところ、次のとおり意見があり、当協会小山専務理事から当協会の考え方と対応について説明があった。

【中峯評議員（一般社団法人日本パン工業会 専務理事）】

プラスチック製容器包装に関して記載がある、2.（2）について、前年度の事業計画には、「再商品化コストの適正化」「健全なりサイクルのための“社会的コストの適正化と一層の低減”に向けた取り組みを継続する。」と記載があったが、平成30年度（案）には記載が無い。これまでの取り組みを無くす印象を抱く内容であり、評議員として認められない。

※他にも、片桐評議員（日本石鹼洗剤工業会 専務理事）、齊藤評議員（一般社団法人日本植物油協会 専務理事）、尾辻評議員（一般社団法人日本冷凍食品協会 常務理事）からも同様の意見があった。

【小山専務理事】

基本的な考え方は前年度と同じであるが、平成30年度に向けては少し具体性を持たせた書き方をした。頂いたご意見は事業計画に取り入れる方向で検討する。

評議員会の審議事項と報告事項が全て終了した後、栗原常務理事から、意見を事業計画に取り入れるが、内容については議長に一任することについて了承を得たい旨の発言があり、議長より出席者に諮ったところ、満場一致で異議なく承認された。

②平成30年度収支予算（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき「平成30年度収支予算（案）」について説明し、議長より出席者に諮ったところ、満場一致で異議なく承認された。

③評議員の交代（案）について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき次のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、満場一致で異議なく承認された。なお、退任者欄に記載がある新田評議員は今年の6月8日に逝去された旨の説明があった（7月に退任登記済み）。

就 任	退 任
中田 雅史	新田 久
岩垂 肇	植田 勉
大熊 洋二	佐々木 五郎

<報告事項>

①平成 30 年度再商品化実施委託単価及び平成 29 年度抛出委託単価について

議長の指示により、事務局より資料に基づき説明があり、平成 30 年度再商品化実施委託単価及び平成 29 年度抛出委託単価について、平成 29 年度第 2 回臨時理事会にて承認された旨の報告があった。

②平成 30 年度以降のPETボトル再商品化事業における運用の見直しについて（在り方検討会の答申に基づく今後の対応）

議長の指示により、事務局から資料に基づき、国の審議会答申以降これまでのPETボトル再商品化事業の運用見直しに関する取り組みの経緯、見直し項目とその内容、見直し計画の実現に向けた推進プロジェクトやスケジュール等について報告した。

③平成 30 年度のプラスチック製容器包装再商品化の入札制度について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、平成 30 年度の入札に関する優先枠付与に関する総合的評価に基づくボーダーラインの導入と平成 30 年入札選定の流れ（スケジュールと方法）等について報告した。

報告後、議長より出席者に募ったところ、次のとおり意見があり、当協会石川理事から説明があった。

【齊藤評議員（一般社団法人日本植物油協会 専務理事）】

優先枠付与ボーダーラインの 29.5 点をクリアする事業者はどの程度か。

また、昨年環境省による説明では、平成 29 年度の入札制度改定では必ずしも特定事業者の負担が上がるものではないとのことであった。制度改定にあたり、シミュレーションはしているのか尋ねたところ、していないという回答だった。今回優先枠付与のボーダーラインを設けるにあたり、どのようなシミュレーションを行ったのか。リサイクル費用がどの位になるかまで計算されているのか。

【石川理事】

優先枠付与ボーダーラインをクリアした事業者数は 50 数社中の 50 社程度。量でいうと 10 数万トンが一般枠にまわると見込まれる。

協会の過去のデータを用い、ボーダーラインをどこに引いたら何社程度が下回るのかというシミュレーションはしている。リサイクル費用までの試算はしていない。

【中峯評議員（一般社団法人日本パン工業会 専務理事）】

環境省の説明で聞いたので間違いないと思うが、平成 29 年度の方法リサイクル優先

枠と一般枠の上限価格が一緒だと聞いているが、同じなのはおかしいのではないかと、一般枠の上限価格設定の考え方について聞きたい。

【石川理事】

上限値の設定に関しては、各年度に再生処理事業者にアンケート調査を行っており、再商品化にかかるコストの内訳について回答をいただいている。特にこの何年間は業界として単一素材化を目指すため、光学選別機の導入等の億単位の設備投資やランニングコストのアップなどがあり上がる傾向にある。また、輸送費も上がっている。一方で適正な利潤については、日本の中小企業の粗利益率やプラスチック製品を作っている事業者の利益率等を加味している。一般枠の上限価格設定の考え方については、確認を要するためこの場では回答できない。

【井上 淳（日本チェーンストア協会 専務理事）】

平成 29 年度の落札単価が上がったことを踏まえて、今後どうするかということは役所の問題だと思うが、協会も決まったから仕方がないと丸呑みするのではなく、社会的コストの適正化と削減について検討していただきたい。もちろん協会だけではなく、我々も主務省に働き掛けを行っていく。

④再商品化事業を取り巻く環境について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、中国の廃棄物輸入禁止措置について、平成 29 年度分のプラスチック製容器包装における再商品化合理化拠出金の見込みについて及び平成 30 年度向け再生処理事業登録に係る判定結果等について、それぞれ報告した。

4. 監事会

(1) 第1回監事会

- 日 時：平成29年5月29日（月）16時30分～18時
- 場 所：当協会大会議室
- 出席者：8名（監事2名、協会関係者等6名）
- 議 事：
 - ①平成28年度の事業活動報告（案）
 - ②平成28年度再商品化実績（総括）
 - ③リスク管理対応について（平成28・29年度）
 - ④平成28年度決算報告（案）
 - ⑤平成28年度の会計監査報告及び平成29年度の会計監査計画
 - ⑥内部監査結果について
 - ⑦その他

(2) 第2回監事会

- 日 時：平成29年11月24日（金）16時30分～17時30分
- 場 所：当協会大会議室
- 出席者：5名（監事1名、協会関係者4名）

○議 事：

- ①平成 30 年度の事業計画案について
- ②平成 30 年度の収支予算案について
- ③再商品化事業を取り巻く環境について
- ④次年度の監査法人の選任について
- ⑤その他

5. 常設委員会

委員会設置規則に基づき、次の各委員会を構成し、各々下記の活動を行った。

(注) 各委員会委員の氏名は、後述の項目 (IV 組織「3. 常設委員会の委員」) に記載。任期は平成28年4月1日～平成30年3月31日まで。

(1) 総務企画委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第 1 回 29年6月8日(木) 10時 ～12時30分	大会議室・ 9名	① 平成 28 年度事業報告書 (案) について ② 平成 28 年度財務諸表 (案) について ③ その他 <報告事項> ① 平成 28 年度再商品化実績 (総括) 等について ② 「リスク管理」に係る平成 28 年度報告及び平成 29 年度目標について ③ 平成 29 年度第 1 回定時理事会・定時評議員会及び第 1 回臨時理事会の開催について ④ その他
第 2 回 29年10月25日(水) 12時 ～14時00分	大会議室・ 9名	① 平成 30 年度再商品化実施委託単価 (案) 及び平成 29 年度抛出委託単価 (案) について ② 平成 30 年度事業計画(案)について ③ 平成 30 年度収支予算 (案) について ④ その他 <報告事項> ① 平成 29 年度協会事業計画進捗状況について ② 第 2 回臨時理事会、第 2 回定時理事会及び臨時評議員会の開催について ③ その他

(2) ガラスびん事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 29年6月5日(月) 10時 ～12時30分	大会議室・ 15名	① ガラスびん事業部の平成28年度業務報告について ② 平成28年度事業報告書(案)について ③ 平成28年度財務諸表(案)について ④ 平成29年度ガラスびん事業部活動計画について ⑤ その他
第2回 29年10月20日(金) 10時 ～12時30分	大会議室・ 15名	① 平成30年度再商品化実施委託単価(案)について ② 平成29年度抛出处委託単価(案)について ③ 平成30年度事業計画(案)について ④ 平成30年度ガラスびん事業部収支予算書(案)について ⑤ 平成29年度ガラスびん事業部上期活動報告 ⑥ その他

(3) PETボトル事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 29年6月2日(金) 12時30分 ～15時00分	大会議室・ 17名	① PETボトル事業部の平成28年度業務報告について ② 平成28年度事業報告書(案)について ③ 平成28年度財務諸表(案)について ④ 平成29年度PETボトル事業部活動計画について ・「ペットボトルリサイクルの在り方検討会」について ・下期入札のスケジュール等 ⑤ その他
第2回 29年10月19日(木) 10時00分 ～12時30分	大会議室・ 15名	① 平成30年度再商品化実施委託単価(案)について ② 平成29年度抛出处委託単価(案)について ③ 平成30年度事業計画(案)について ④ 平成30年度PETボトル事業部収支予算書(案)について ⑤ 平成29年度PETボトル事業部上期活動報告 ⑥ ペットボトル指定法人ルート運用見直しワーキングについて ⑦ その他

(4) 紙容器事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 29年6月7日(水) 10時 ～12時30分	大会議室・ 12名	① 紙容器事業部の平成28年度業務報告について ② 平成28年度事業報告書(案)について ③ 平成28年度財務諸表(案)について ④ 平成29年度紙容器事業部活動計画について ⑤ その他
第2回 29年10月18日(水) 10時 ～12時30分	大会議室・ 11名	① 平成30年度再商品化実施委託単価(案)について ② 平成29年度抛出委託単価(案)について ③ 平成30年度事業計画(案)について ④ 平成30年度紙容器事業部収支予算書(案)について ⑤ 平成29年度紙容器事業部上期活動報告 ⑥ その他

(5) プラスチック容器事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 29年5月31日(水) 10時 ～12時30分	大会議室・ 15名	① プラスチック容器事業部の平成28年度業務報告について ② 平成28年度事業報告書(案)について ③ 平成28年度財務諸表(案)について ④ 平成29年度プラスチック容器事業部活動計画について ⑤ その他
第2回 29年10月23日(月) 10時00分 ～12時30分	大会議室・ 14名	① 平成30年度再商品化実施委託単価(案)について ② 平成29年度抛出委託単価(案)について ③ 平成30年度事業計画(案)について ④ 平成30年度収支予算書(案)について ⑤ 平成29年度プラスチック容器事業部上期活動報告 ⑥ その他

6. 再商品化見通し等報告会

各事業委員会及び総務企画委員会の委員全員を対象とした「報告会」。

日時	場所・出席者数	議 事
30年3月5日(月) 14時 ～15時30分	東海大学校 友会館「富士の間」・ 49名	① 平成29年度再商品化実績見通し(総括)について ② 平成29年度収支見通しについて ③ 平成30年度再商品化事業者の落札結果について ④ 任期満了に伴う事業委員会・総務企画委員会 委員長、委員の委嘱について ⑤ その他

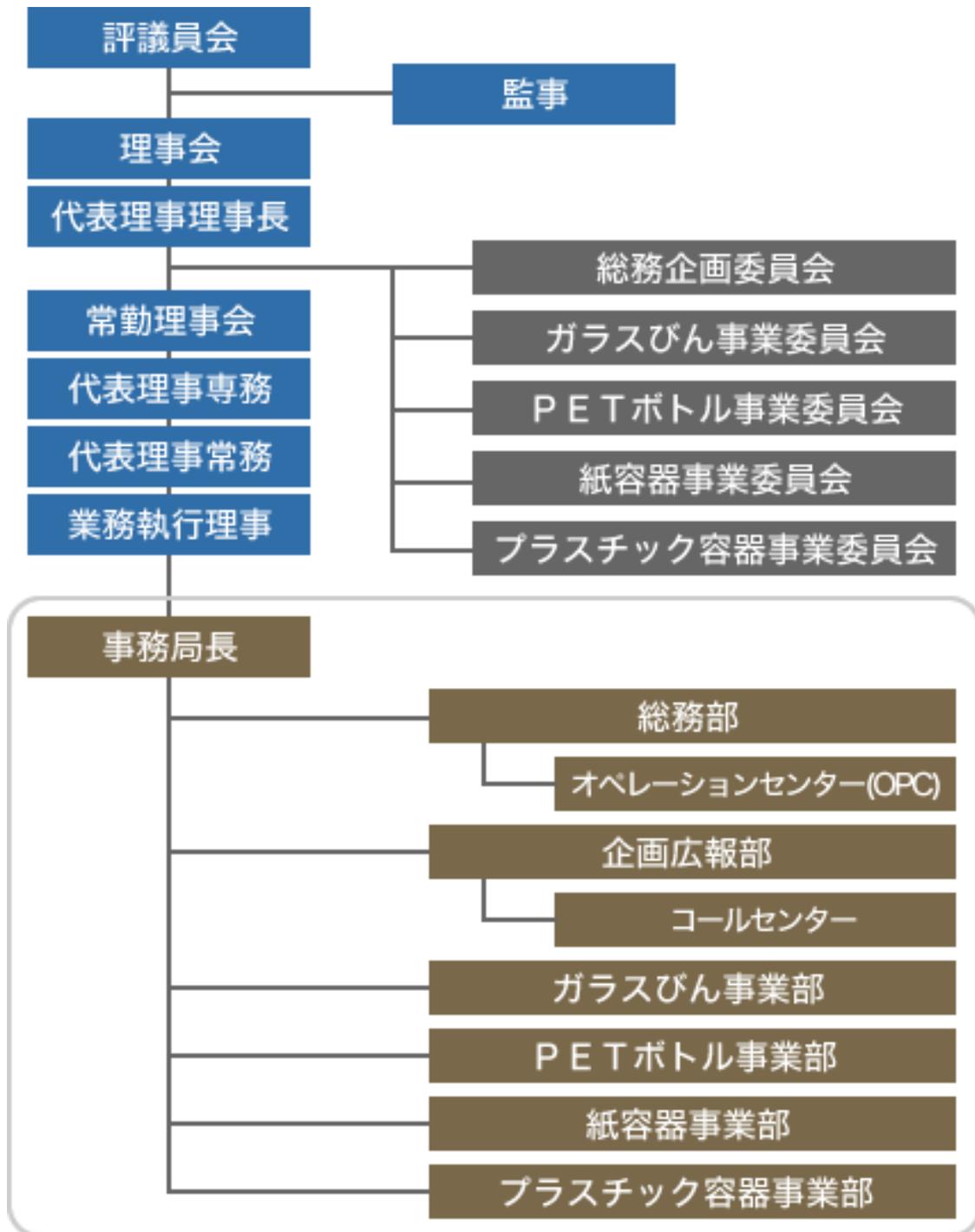
7. その他諸会議等

会 議 名	日 時	場所・出席者数
危機管理委員会	・29年度リスク対応目標設定 ：29年4月17日(月)14時00分～15時30分 ・第1四半期フォロー ：29年7月24日(月)14時00分～15時00分 ・第2四半期フォロー ：29年10月30日(月)15時30分～16時30分 ・第3四半期フォロー ：30年1月29日(月)13時30分～14時30分	各回とも 大会議室 8名
	(危機管理セミナー) テーマ：改正個人情報保護法について 29年4月10日(月)14時00分～15時00分	大会議室 協会役職員全員
	(内部監査員セミナー) テーマ：内部監査員教育セミナー 29年6月19日(月)14時00分～16時00分	大会議室 協会内部監査員他 14名
	(リスクアセスメント研究会) テーマ：リスクアセスメント研修 29年7月4日(火)10時00分～17時00分	大会議室 協会役職員等 36名
広報専門委員会	30年2月13日(火)14時00分～16時00分	大会議室 23名

ペットボトルリサイクルの在り方検討会	・第1回 29年4月11日（火）13時00分～16時00分	大会議室 傍聴者 9名
	・再生処理事業者ヒアリング（第1回） 29年5月9日（火）10時00分～12時00分	大会議室 17社
	・第2回 29年5月12日（金）9時30分～12時30分	霞山会館「霞山の間」 傍聴者 68名
	・利用事業者、商社ヒアリング 29年6月9日（金）13時00分～15時00分	大会議室 利用事業者 5社 取扱商社 6社
	・第3回 29年6月23日（金）9時30分～12時30分	J A 共済ビル 「カンファレンスホール」 傍聴者 71名
	・第4回 29年11月21日（火）17時00分～19時00分	J A 共済ビル 「カンファレンスホール」 70名
	・再生処理事業者ヒアリング（第2回） 29年12月25日（月）16時00分～18時00分	大会議室 17社
	・第5回 30年1月12日（金）13時00分～15時00分	アジュール竹芝 「飛鳥の間」 59名
ペットボトル指定法人ルート の運用見直しWG	・第1回 29年10月16日（月）13時30分～17時30分	大会議室 関係団体3名
	・第2回 29年11月16日（木）15時00分～17時00分	大会議室 関係団体3名

IV 組織（平成30年3月31日現在）

1. 組織図



<事務局> 33名（OPC、派遣職員を除く）

2. 役員（理事・監事）・評議員及び会計監査人

(1) 役員（第5期理事・第2期監事）

（敬称略・順不同）

役 職	氏 名	所 属 団 体 名 等	左記所属団体等での役職等
代表理事理事長 業務執行理事	齋藤 信雄	東洋ガラス株式会社	代表取締役社長
代表理事専務 業務執行理事	小山 博敬	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	
代表理事常務 業務執行理事	栗原 博	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	事務局長
業務執行理事	鈴木 隆	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	ガラスびん事業部長兼 紙容器事業部長
業務執行理事	橋本 賢二郎	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	P E T ボトル事業部長
業務執行理事	石川 昇	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	プラスチック容器事業部長
業務執行理事	高松 和夫	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	総務部長
業務執行理事	堀田 肇	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	企画広報部長
理事	井田 久雄	一般社団法人プラスチック循環利用協会	専務理事
理事	上河 潔	日本製紙連合会	常務理事
理事	川村 節也	紙製容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
理事	岸村 小太郎	日本プラスチック工業連盟	専務理事
理事	久保 直紀	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
理事	栗原 正雄	公益財団法人古紙再生促進センター	副理事長
理事	末永 寿彦	P E T ボトル協議会	事務局長
理事	朽原 克彦	日本商工会議所	理事
理事	中邑 功	公益社団法人食品容器環境美化協会	事務局長
理事	宮澤 哲夫	P E T ボトルリサイクル推進協議会	専務理事
理事	幸 智道	ガラスびん3R促進協議会	理事・事務局長
理事	吉永 茂樹	日本ガラスびん協会	専務理事
監事	本間 通義	弁護士（本間合同法律事務所）	
監事	志村 晃司	公認会計士（志村公認会計士事務所）	

理事 20 名、監事 2 名

※₁ 第5期理事の任期：平成29年度定時評議員会（6月28日）終結時

～平成31年6月開催の定時評議員会終結時

※₂ 第2期監事の任期：平成26年6月27日～平成30年6月開催の定時評議員会終結時

(2) 第2期評議員

(敬称略・順不同)

氏名	所属団体名等	役職等
石川 雅紀	神戸大学大学院 経済学研究科	教授
石渡 功	全国農業協同組合連合会	総務部管財課長
板谷 伸彦	日本生活協同組合連合会	環境事業推進部部长
伊藤 章	一般財団法人家電製品協会	専務理事
伊藤 洋	日本洋酒酒造組合	専務理事
井上 淳	日本チェーンストア協会	専務理事
岩崎 哲也	日本歯磨工業会	専務理事
岩垂 肇	日本マーガリン工業会	専務理事
江國 清志	全国卸売酒販組合中央会	専務理事
大熊 洋二	公益社団法人全国都市清掃会議	専務理事
大塚 直	早稲田大学大学院 法務研究科	教授
岡南 啓司	日本蒸留酒酒造組合	専務理事
織田 哲雄	公益財団法人食品流通構造改善促進機構	専務理事
尾辻 昭秀	一般社団法人日本冷凍食品協会	常務理事
小野 隆弘	一般社団法人日本印刷産業連合会	常務理事
片桐 勤	日本石鹼洗剤工業会	専務理事
川村 和彦	一般社団法人日本果汁協会	専務理事
鬼沢 良子	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット	事務局長
古賀 明	日本酒造組合中央会	常務理事
後藤 準	全国商工会連合会	常務理事
齊藤 昭	一般社団法人日本植物油協会	専務理事
齊藤 崇	杏林大学 総合政策学部	准教授
佐藤 憲雄	一般社団法人日本フードサービス協会	専務理事
佐藤 昌弘	製粉協会	理事・事務局長
杉谷 尚彦	全日本自治団体労働組合	副委員長
高崎 政則	日本スーパ協会	専務理事
高橋 勝浩	全国市長会	廃棄物処理対策特別委員長
高橋 晴樹	全国中小企業団体中央会	専務理事
滝本 修司	ビール酒造組合	専務理事
田代 肇	一般社団法人日本貿易会	政策業務グループ部長
田村 賢	一般社団法人日本乳業協会	専務理事
鶴見 和良	全日本菓子協会	専務理事
土橋 芳和	公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会	専務理事
富山 武夫	一般社団法人日本惣菜協会	参与
内藤 裕子	東京都地域消費者団体連絡会	共同代表
中井 義兼	一般社団法人日本即席食品工業協会	事務局長

中田 雅史	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
長町 雅美	全国食酢協会中央会	専務理事
中峯 准一	一般社団法人日本パン工業会	専務理事
西尾 昇治	東京商工会議所	常務理事
西田 光宏	日本百貨店協会	常務理事
西野 豊秀	一般社団法人全日本コーヒー協会	専務理事
花澤 達夫	一般財団法人食品産業センター	専務理事
般若 攝也	日本醤油協会	専務理事
諸橋 鉄男	日本製薬団体連合会	調査役
山田 政雄	一般社団法人日本経済団体連合会	環境安全委員会廃棄物・リサイクル部会長
山本 領	全国菓子工業組合連合会	専務理事
山本 順二	日本化粧品工業連合会	専務理事
吉田 康夫	全国商店街振興組合連合会	専務理事
若林 満	全国漁業協同組合連合会	漁政部長
和田 務	全日本カレー工業協同組合	専務理事

評議員 51名

※ 第2期評議員の任期：平成26年6月27日～平成30年6月開催の定時評議員会終結時

(3) 会計監査人 有限責任監査法人トーマツ

3. 常設委員会の委員

(1) 総務企画委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	小林 治彦	日本商工会議所	産業政策第二部長
委員	青木 庸三	コカ・コーラ協会	専務理事
委員	井上 淳	日本チェーンストア協会	専務理事
委員	河野 清	東洋ガラス株式会社	取締役常務執行役員開発本部長
委員	城端 克行	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	田代 肇	一般社団法人日本貿易会	政策業務グループ部長
委員	中田 雅史	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
委員	濱岡 智	サントリーホールディングス株式会社	執行役員コーポレートコミュニケーション本部長
委員	松田 直行	紙製容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	森 泰治	PETボトルリサイクル推進協議会	会長
委員	栗原 博	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	代表理事常務・事務局長

(2) ガラスびん事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	河野 清	東洋ガラス株式会社	取締役常務執行役員開発本部長
委員	石川 保久	サントリーホールディングス株式会社	サステナビリティ戦略部専任部長
委員	石塚 久継	石塚硝子株式会社	代表取締役社長
委員	小穴 秀隆	キリン株式会社	CSV戦略部 主査
委員	落合 宏之	東洋ガラス株式会社	環境グループリーダー
委員	亀井 慶承	日本酒造組合中央会	理事
委員	坂口 正之	日本化粧品工業連合会	常務理事
委員	瀧花 巧一	一般社団法人全国清涼飲料連合会	環境部長
委員	堤 健	日本耐酸壘工業株式会社	代表取締役社長
委員	新村 真仁	宝ホールディングス株式会社	環境広報部副部長
委員	藤川 優	大塚製薬株式会社	業務管理部 次長
委員	本多 永幸	コカ・コーラ協会	幹事
委員	山村 幸治	日本山村硝子株式会社	代表取締役社長
委員	幸 智道	ガラスびん3R促進協議会	理事・事務局長
委員	吉永 茂樹	日本ガラスびん協会	専務理事
委員	渡邊 聡一郎	一般財団法人食品産業センター	技術環境部次長
委員	鈴木 隆	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ガラスびん事業部長

(3) PETボトル事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	森 泰治	PETボトルリサイクル推進協議会	会長
委員	青木 庸三	コカ・コーラ協会	専務理事
委員	石川 保久	サントリーホールディングス株式会社	サステナビリティ戦略部専任部長
委員	今井 泰彦	キッコーマン株式会社	環境部長
委員	小穴 秀隆	キリン株式会社	CSV戦略部 主査
委員	末永 寿彦	PETボトル協議会	事務局長
委員	高杉 洪太	日本コカ・コーラ株式会社	広報・パブリックアフェアーズ本部政策渉外部長
委員	高橋 浩二	三井化学株式会社	PTA・PET事業部 課長
委員	田中 文典	株式会社吉野工業所	環境室 参事
委員	徳永 啓二	日本醤油協会	理事
委員	中田 雅史	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事

委員	中町 浩司	東洋製罐株式会社	環境・品質保証本部 環境部長
委員	新村 真仁	酒類PETボトルリサイクル連絡会	会長
委員	庭田 禎久	大塚製薬株式会社	総務部課長
委員	松沼 彩子	アサヒ飲料株式会社	コーポレートコミュニケーション部 ESG 推進グループリーダー
委員	三田 和彦	北海製罐株式会社	技術管理部安全・環境対策グループ員
委員	宮澤 哲夫	PETボトルリサイクル推進協議会	専務理事
委員	橋本 賢二郎	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・PETボトル事業部長

(4) 紙容器事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	松田 直行	紙製容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	稲留 弘師	日本石鹼洗剤工業会	専門職理事
委員	殖栗 正雄	一般社団法人日本印刷産業連合会	GP推進部 部長
委員	植松 巖	全日本紙器段ボール箱工業組合連合会	理事
委員	尾辻 昭秀	一般社団法人日本冷凍食品協会	常務理事
委員	加藤 稔	一般社団法人日本乳業協会	常務理事
委員	亀井 慶承	日本酒造組合中央会	理事
委員	川村 節也	紙製容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
委員	相馬 和仁	日本製紙連合会	原材料部 調査役
委員	高橋 亜子	日本百貨店協会	政策部マネージャー
委員	瀧花 巧一	一般社団法人全国清涼飲料連合会	環境部長
委員	鶴見 和良	全日本菓子協会	専務理事
委員	長尾 茂	日本角底製袋工業組合	専務理事
委員	増田 充男	日本チェーンストア協会	執行理事
委員	諸橋 鉄男	日本製薬団体連合会	調査役
委員	渡邊 聡一郎	一般財団法人食品産業センター	技術環境部次長
委員	鈴木 隆	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・紙容器事業部長

(5) プラスチック容器事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	城端 克行	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	秋野 卓也	株式会社吉野工業所	環境室 次長
委員	石井 健三	一般社団法人日本印刷産業連合会	環境安全部部长
委員	井田 久雄	一般社団法人プラスチック循環利用協会	専務理事

委員	加藤 正樹	一般財団法人食品産業センター	技術環境部次長
委員	岸村 小太郎	日本プラスチック工業連盟	専務理事
委員	久保 直紀	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
委員	齊藤 昭	一般社団法人日本植物油協会	専務理事
委員	白土 元嗣	味の素株式会社	環境・安全グループ長
委員	鶴田 雅文	一般社団法人日本プラスチック食品容器工業会	専務理事
委員	中井 義兼	一般社団法人日本即席食品工業協会	事務局長
委員	中田 雅史	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
委員	中町 浩司	東洋製罐株式会社	環境・品質保証本部環境部長
委員	本田 泰夫	全日本菓子協会	常務理事
委員	増田 充男	日本チェーンストア協会	執行理事
委員	町田 秀信	日本豆腐協会	専務理事
委員	丸山 清	日本ポリオレフィンフィルム工業組合	専務理事
委員	柳田 康一	花王株式会社	サステナビリティ推進部長
委員	石川 昇	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ プラスチック容器事業部長